白居易・元稹の祝文とその周辺 ——唐代の祝文系作品における地方官と神霊・怪異(上)——

谷口 高志(佐賀大学)

はじめに

唐代の後半期にあたる中唐期は、文学と祭祀の結びつきをたどっていく上で、一つの画期となる時代であった。この時代の文人たちは、朝廷が主導する国家祭祀のみならず、地方の祠廟で行われる小規模な祭祀にも多大な関心を寄せ、様々なかたちでそれを自らの文学に取り込むようになる。たとえば劉禹錫の代表作として知られる「竹枝詞九首」(『劉禹錫全集編年校注』巻五¹⁾ は、彼が夔州刺史だったとき、当地の民謡・竹枝歌の歌辞として制作したものだが、その竹枝歌とは土地の神を祭るための「迎神」の歌であった。また元稹と白居易は、民間の祠廟信仰を題材とした諷諭詩を書いており、一方で李賀は祠廟での儀式のさまを詩に活写し、召喚された神が絶大な霊威を振るって幽鬼・精怪を屈服させることを詠っている。

中唐の文人たちは、なぜ祭祀を問題とするのか、その営みにいかなる眼差しを向け、どのような意識や観念を作品に寄託したのか。こうした問題について、前稿「唐代文人と辺地の神――白居易の祝文を中心に」では、祝文を取りあげて若干の考察を試みた。祝文とは、散文の文体の一種であり、祭祀の際に神に捧げる文をいう。その歴史は古く、起源は『尚書』や『左傳』などの経書にまで遡ることができるが、現存する作例を見る限り、文人の手によって盛んに書かれるようになったのは唐以降のことである。唐代では、たとえば旱魃の際などに、州県の長官が当地で信仰されている祠廟に赴き、そこで雨乞いの儀式などを主宰することが規定されていた。地方に赴任した官吏は、そうした祭祀活動のたびに祝文を草する必要があり(代筆の場合もある)、その結果、唐代には数多くの祝文が残されることとなる。

祝文は公的な要素の強い文体であり、伝統的な型を踏襲するかたちで書かれることが多いのだが、唐代では次第にその文藝性も追求されだしたようであり、定型の枠を超えた作も、しばしば見られるようになる。前稿ではそれらの祝文のうち、中唐・白居易の作に焦点を当て、それが地方官と神霊の間の微妙な緊張関係を前提として書かれていることについて論じた。本稿では前稿を承けつつ、白居易に加えて他の文人の祝文、特に元稹の祝文を取りあげ、それらの作に見られる特徴とその意味について改めて検討する。朝命を帯びて地方に派遣され、土地の神霊と対峙した官僚たち。彼らが祝文のなかで、いかなる観念を語り、どのような感情を表出することになったのか、前稿に引き続き考えてみたい。

中晩唐期には祝文だけでなく、各地の祠廟に関する碑や記の文章が大量に作られているが、それに加え、地方官の祭祀活動のあり方について議論した文も実は多く書かれている。官吏が地域社会で信仰されている廟神とどのように接し、いかなる関係を結ぶのかという問題は、朝廷の権威をどこまで地方に浸透させることができるのか、という王化の問題と深く関わってくる事柄であり、当時にあっては極めて切実に意識されていたに違いない。唐代は、個々の官が地方の現実とどう向きあい、朝廷の代表としてどう振る舞うべきかが、真剣に模索されていた時期だったのであり、そうした営為の一環として祝文作品を読み解いてみたい。

ところで、地方官と神霊の関係性を探っていく上で、祝文作品と並んで、とりわけ重要だと思われるのが、唐代に書かれた一部の檄文作品である。檄文(ふれぶみ・布告文)は古来、戦時において敵の悪事を指弾し、味方の正義を知らしめる目的で書かれることが多いが、唐代では官吏が文を草し、神霊や怪異(人に害をなす邪悪な神霊や幽鬼・精怪の類)を弾劾、または駆逐するということが、ときに行われていた。狄仁傑「檄告西楚霸王文」(祠廟に祭られていた項羽神に退去を命じる文)、韓愈「鱷魚文」(民の家畜を食い荒らす鱷魚〈ワニ〉に退去を命じる文。「祭鱷魚文」「逐鱷魚文」などとも題される)、柳宗元「逐畢方文」(民を苦しめる怪鳥畢方を追い払う文)などがその例である。これらの檄文は、祝文と同じく、霊的な存在に訴えかける体裁を取るが、その主題や制作意図の面においても、祝文と近しい関係にある。白居易らの祝文に〈地方官と神霊の緊張関係〉が見られるとすれば、これらの檄文においては〈地方官と神霊・怪異の対立〉という構図が明確に窺えるのであり、両者は共通する問題意識のもとに制作されていたと考えられる。すなわち、天子の代理として地域を預かる官吏と、当地で勢威を振るう神霊・怪異の対立――こうした問題が、祝文と檄文、双方において意識されていたのであり、当時の地方官の思考や心情を理解するためには、祝文だけでなく檄文も視野に入れる必要があるだろう。

以上の観点から、神霊を祭るために書かれた祝文と、神霊または怪異に布告するために書かれた 檄文とを、ここでは仮に祝文系作品と総称し、両者それぞれについて段階的に考察を進めていくこと としたい。さしあたって本稿(上篇)では祝文について検討するが、その考察を踏まえて続稿(下篇)では檄文作品、特に韓愈の「鱷魚文」を取りあげて論じることを予定している。祝文と檄文、両者を一群の祝文系作品として扱い、それらを比較しながら検討していくことで、地方官と神霊・怪異の関係が、唐代の散文文学においてどのような展開を遂げることになったのか、また〈朝廷の権威〉と〈地方の現実〉の間で板挟みとなった官吏の葛藤が、文学としてどのようなかたちで昇華されるに至ったのかを、より俯瞰的に捉えることを目指したい。

本稿が祝文系作品として検出したものについては、稿末に掲げた別表・唐代祝文系作品一覧表に整理し、各篇の標題と作者、祭られた神(もしくは布告を受けた神霊・怪異)とその所在などの情報を付記しておいたので参照されたい(稿者の力不足により、表には少なからぬ遺漏や誤りが含まれていると思われる。博雅の御指教を請う)。

1. 怠惰な神と勤勉な官——白居易の祝文をめぐって

本章では白居易の「祭浙江文」「禱仇王神文」を手がかかりに、唐代の祝文における官と神の関係性について見ていく。前述したように、祝文は定型的な発想や表現を踏まえて書かれることが多いのだが、白居易のこれらの作には唐以前にはあまり見られなかった、新たな神の捉え方が示されているように思われる。

なお、唐代における祝文制作の具体的状況やその背景 (唐朝における地方祠祀の位置づけなど) については、前稿 (注 5) において既に基礎的な分析を行った。本章で述べる白居易の祝文に関する考察も、前稿において既に論じたことと重複する部分が多いが、行論の都合上、ここで改めて整理しておきたい (前稿の発表後に得た知見や資料を踏まえて、前稿の内容を改編し、大幅な補正を加えた)。

1.1 白居易「祭浙江文」「禱仇王神文」——神の職責とその怠慢

初めに、白居易の祝文「祭浙江文」(『白居易文集校注』巻三)について見てみよう。この文は長慶四年(八二四)、杭州(浙江省)の刺史だった白居易が、浙江の氾濫を鎮めるよう、江神に祈ったときのもの。白居易はどのようにして自己の願いを神に届けようとしたのか、以下に見てみよう。

滔滔大江、南國之紀。安波則爲利、洚流則爲害。故我上帝、命神司之。今屬潮濤失常、奔激西北。水無知也、如有憑焉。侵淫郊鄽、壞敗廬舍、人墜墊溺、龥天無辜。居易、祗奉璽書、興利除害、守土守水、職與神同。是用備物致誠、躬自虔禱。庶俾水反歸壑、谷遷爲陵、土不騫崩、人無蕩析。

(滔滔たる大江は、南國の紀なり。安波なれば則ち利と爲るも、洚流〈洪水〉なれば則ち害と爲る。故に我が上帝、神に命じて之を司らしむ。今^{た麓*}潮濤 常を失い、西北に奔激す。水は知無きなるも、憑る有るが如し〈何かが憑依したかのようである〉。郊鄽を侵淫し、廬舍を壞敗し、人墜ちて墊溺し、天に辜無きを籲ぶ。居易、祗みて璽書を奉じ、利を興し害を除き、土を守り水を守り、職は神と同じ。是を用て物を備え誠を致し、躬首ら虔みて禱る。慌わくは水をして反りて壑に歸らしめ、谷をして遷して陵と爲さしめ、土をして騫崩せざらしめ、人をして蕩析する〈ばらばらになる〉こと無からしめよ。)

白居易はまず浙江神を、「上帝」 (天帝) の命を受けて川の秩序安寧を「司る」存在として描く。 一方、刺史である自分については、天子の「璽書」を奉じて地域を「守」る者であるとし、「職」の 上では神と同格であると断言する。官と神は、ともに地域を管理する職責を負う、対等の関係にあ ると彼は主張しているのである。

白居易は職責という概念を導入することで、官と神を同格の存在に位置づけることを可能としたが、それは神に地方官と同じ職務を担わせ、官の論理に縛られる存在に引きずり下ろすことを意味している。浙江神は本来「大江」の支配者であり、堂々たる名山大川の神であったはずだが、彼にとって、それはもはや独立した神霊ではなく、天帝の下僚に過ぎない。しかもその神は、割り当てられた任務を果たしておらず、この地の水害を放置している怠惰な神であって、長官たる白居易から職務の遂行を命じられる存在になり下がっている。白居易はあくまでも地方官の側の論理、すなわち地域の長に任じられた者は、そこを守る責務を全うしなければならない、という価値観にもとづいて発言し、神にもその価値観を共有するよう強いているのである。

ここには、かつて石本道明が宋代の祝文を考察するなかで指摘した、「神々の官僚化」という特徴が明確に表われている。白居易が説く官神同職論(官と神を、ともに地域を守護する職責を負う同格の存在とみなす認識)は、一定の職務を担う官僚的な存在として神を捉えることにより、はじめて成立するものであろう。

もっとも、そうした神の官僚化 (神に官僚的な性質を見出すこと) 、それ自体は唐以前から見られるものであるし、神が職を負うという発想も、古代にあってはさほど珍しいものではない。たとえば『禮記』禮運には「禮行於郊、而百神受職焉 (禮 郊に行われて、百神 職を受く)」とあり、天を祭る郊の祭礼を行うことで、諸々の神霊に正しくその職分が授けられることが述べられている。神にはそれぞれ個別の職掌・職務があるという認識は、雨師や風伯といった特定の職能神が古くから存在することによっても確かめられよう。

白居易の官神同職論も、そうした認識の延長線上にあるものといえようが、彼において特徴的な

のは、ただ神が官僚的な存在として捉えられているのではなく、地方長官的な存在として捉えられていること、つまり神の官僚的性質のうち、特にその土着性が強調され、一地域の管理責任を請け負う長として神が位置づけられていることであろう。浙江神は白居易にとって、朝命を承けて任地を司る自分と、極めて近しい立場にあるものとして意識されており、それゆえに彼は浙江の管理を怠っている神に対し、「庶わくは水をして反って壑に歸らしめ」云々と説き、自分と同じようにしっかりと職務を果たすよう要求するわけである。

ところで、こうした神の捉え方、土地の神霊を地方官と同列に位置づける見方は、中唐の白居易の祝文だけでなく、唐代の他の祝文のなかにも散見される。一例を挙げれば、初唐・王勃の祝文「祭白鹿山神文」(『王勃集』巻一七)のなかに既に以下のような文句がある。

伏願遠流仙霈、曲降靈滋。……家喧九穗之謠、戸溢雙歧之詠、則班連未遠、俱忘廢職之憂、臨撫 是同、共受司存之賞。有均榮辱、無隔幽明。

(伏して願わくは遠く仙霈を流し、曲に靈滋を降らさんことを。……家は九穂の謠〈めでたい作物をことほぐ歌〉に『喧』しく、戸は雙岐の詠〈豊作を祝う歌〉に諡るれば、則ち班連未だ遠からずして、俱に廢職の憂を忘れ、臨撫 是れ同じくして、共に司存の賞を受けん。榮辱を均しくする有りて、幽明を隔つこと無からん。)

この祝文は、王勃が彭州九隴県 (四川省) の県令のために代筆したもの。県令が当地の神霊・白鹿山神に雨乞いをする際に書かれた文である。王勃はここで、白鹿山神と県令は「班連」 (地位・等級) の近しい間柄、「臨撫」 (任地の安撫) を同じくする関係にあるのだから、神がもし雨を降らせて作物を実らせてくれれば、ともに「廢職の憂」 (職務をおろそかにすることへの懸念) がなくなり、「司存の賞」 (職務を果たしたことへの恩賞) を受けることとなるだろう、という。そして官と神は、「幽明」を隔てていても、それに関わりなく「榮辱」を共有する者同士であると説く。ここには、白居易が述べた官神同職論と同質の発想を見て取ることができよう。

また盛唐・張九齢の祝文にも、こうした官神関係の捉え方が窺える。張九齢「祭洪州城隍神文」(『張九齢集校注』巻一七)は彼が洪州刺史(江西省)だったとき、城隍神(城市の守護神)に長雨を止めるよう祈ったものだが、そのなかに「忝牧此郡、敢忘在公。道雖隔於幽明、事或同於表裏(『赤』くも此の郡に牧たりて、敢えて公に在るを忘れんや。道 幽明に隔たると雖も、事 或いは表裏に同じくす)」と述べた箇所がある。官と神は、明界と幽界、表と裏の違いはあるにせよ、地域を治める仕事を分掌する、同僚のような関係にあるとみなされていたのである。土地の神霊を、地方官と同等の職責を担う存在として捉える見方は、唐代にはある程度共有されていたと考えられよう。

唐代におけるこうした認識の浸透は、恐らくは当時の地方官の祭祀活動の実態と、密接な関係にある。祝文の書き手は主に地方官であり、彼らは災害が起きるたびに土地の祠廟を訪ねて雨や晴れを祈り、民の生活の安寧のために腐心せねばならなかった。彼らの置かれているそうした立場、長官として役割を全うせねばならないという強い責任感が、祭祀対象たる神の位置づけや捉え方にもそのまま投影され、神に自分と同等の重い職責が背負わされることになったのではないか。神霊のなかに地方官的性格を見出す認識は、古代から続く神の官僚的性質を下敷きにしつつ、唐代に地方官制が整備され、長官たちの祭祀活動が盛んになっていくなかで徐々に顕在化し、宋代にまで引き継がれていった、とひとまず跡づけることができるだろう。

さて以上を踏まえて、ここで再び白居易の祝文に立ち戻り、その背後にある意識や態度の問題に

ついて、更に詳しく検討してみたい。白居易は先の「祭浙江文」において、地方官である自分自身 のことを「居易、祗みて璽書を奉じ、利を興し害を除き、土を守り水を守り、職は神と同じ」と述 べ、浙江神にも自らの職責を果たすよう訴えていた。ここには、神の官僚化に関する先ほどの概観 だけでは説明しきれない、やや複雑な意識が潜んでいるように思われる。

白居易が説く官神同職論は、表面的には神と協力関係を結ぼうとする友好的な申し出のように見える。が、その実、彼は一地方官たる自分を浙江神と同格に位置づけた上で、神に負わせた職務の履行を強く迫っているのである。ここには、神を官に従属させようする意識を、また神との力関係を自分に優位なかたちで定めようとする態度を読み取ることができるのではないだろうか。

白居易の祝文の根底にあるのは、神との連帯感や協働意識というよりも、むしろ神を自己の権威に従わせようとする意識であって、彼は「璽書」を奉じて地域を守る長官として、土地の神霊を統制下に置き、自らの治政に寄与させねばならないと考えていたのではないか。神のなかに自身と同様の地方長官的性格を見出したのも、それに親近感を覚えてのことでは恐らくなく、古来、当地に寄食し続ける神と互角に立ち回らねばならないという対抗意識の表われであったように思われる。

「璽書」を持ち出して「職は神と同じ」と言い放つ白居易の祝文には、そうした神への対抗心や、 官としての矜恃のようなものが見え隠れしており、彼は官と神の協力関係ではなく、緊張関係を前 提として、この祝文を草していたと想像されるのである。

天子の命を承けて地域を司る官吏と、その地で信仰されてきた神霊の間の緊張関係――本稿が唐代、特に中唐期の祝文を考察していくなかで問題としたいのは、この点である。祝文の書き手たちは、官と神の微妙な関係、力の均衡をめぐって、ときに激しい感情や屈折した意識を表出するようになり、そこに文学としてのふくらみを見ることもできる。

その一例として、次に白居易の別の祝文「禱仇王神文」(『白居易文集校注』巻三)を取りあげてみよう。この文は「祭浙江文」と同じく、白居易が杭州刺史の任にあったときの作。治下の余杭県で発生していた虎の害を鎮めるために、余杭県令を仇王神の廟に派遣し、祈らせたときの祝文である。 仇王神は、唐以前から余杭県で信仰されてきた土着の神。白居易はその神に、いかなる態度で接したのだろうか。

文中において、まず白居易は神に向かって、「嘗聞、神者所以司土地、守山川、率禽獸、福生人也 (嘗て聞く、神なる者は土地を司り、山川を守り、禽獸を率い、生人を福する所以なりと)」と語りかける。神は どうあるべきか、それは特定の土地を管轄し、その地の山川を守り、禽獣を従え、人に福をもたらす 存在でなければならない、と説くのである。ここでも神に地域を管理する職責が委ねられており、地 方官に近しい立場にあるものとして神が捉えられていることが窺える。

それに続き、白居易は「餘杭縣自去年冬逮今秋、虎暴者非一、神其知之乎。人死者非一、神其念之乎 (餘杭縣は去年の冬自り今秋に遠ぶまで、虎の暴なることーに非ず、神 其れ之を知るや。人の死することーに非ず、神 其れ之を急うや)」と、神に問いかける。仇王神が自らの職責を果たしておらず、管理すべき「禽獸」である虎を野放しにしていることを、暗に責め立てているのである。このあたりの論法、神への訴え方も、「祭浙江文」とほぼ同じであり、白居易はいったん神に地域の監督責任があることを確認した上で、その職務不履行を咎めようとする。

以上の後、白居易は「牧宰」 (州県の長官) たる自分たちの政治の拙さを恥じつつ、虎の駆逐を次のように神に祈願する。

居易與師儒猥居牧宰、慚無政化、不能使渡江出境、是用虔告于神。惟神廟居血食、非人不立。則人、神之主也。獸、神之屬也。今縱其屬、殘其主、於神何利焉、於人何辜焉。若一昔之後、神其有知、即能輝靈申威、服猛禁暴、是人之福幸、亦神之昭昭。若人告不聞、獸害不去、是無神也、人何望哉。

(居易と師儒〈余杭県令の名〉とは獲りに牧宰に居り、政化 無きを慚じ、江を渡り境より出ださしむる〈徳によって虎を領内から出させる〉能わず、是を用て虔みて神に告ぐ。惟れ神の廟居・血食〈祠廟に居住して供物の犠牲を受け取ること〉は、人に非ざれば立たず。則ち人は、神の主なり。獸は、神の屬なり。今 其の屬を「縱」にして、其の主を殘なうは、神に於いて何の利あるや、人に於いて何の辜あるや。若し一昔〈一夕〉の後、神 其れ知ること有りて、即ち能〈靈を輝かせ威を申べ、猛を服して暴を禁ずれば、是れ人の福幸にして、亦た神の昭昭たらん。若し人告げて聞かず、獸害 去らざれば、是れ神無きなり、人 何をか望まんや。)

この一段には、先ほど述べたような神への意識、すなわち土地の神を地方官たる自らに従属させようする意識が、より色濃く表われている。とりわけ注目されるのは、人・神・獣の三者の関係について断じた、「人は、神の主なり。獸は、神の屬なり」という発言である。人を神の「主」(祭祀の主宰者、祀り手)とみなす認識は、古くから見られるものだが、白居易はそうした人・神関係に更に獣を加え、三者の間に厳然たる主属関係があるかのように論じている。その三者の関係において、まず神は人のお陰で「廟居・血食」できるのだから、人に依存する存在である。それと同時に、神には「屬」(帰属するもの、配下)として獣がおり、先の引用のなかに「神なる者は……禽獸を率い」とあったように、神はその獣を統率する責任を負っている。ところが現在、神は「屬」たる獣の監督義務を怠り、「主」たる人を傷つけさせている。白居易はそれを強く非難して、「今 其の屬を縱にして、其の主を殘なうは、神に於いて何の利あるや、人に於いて何の辜あるや」と述べ、神の職務怠慢を叱責するのである。

人・神・獣の三者の関係は、ここでは主属の観念によって半ば序列化されており、神はあたかも 上位の人のために働き、下位の獣を監督する中間管理職のような存在に堕しているといえよう。白 居易はそのように神を位置づけた後に、「若し一昔の後……、若し人告げて聞かず……」と語りかけ、 霊験を発揮して虎の害を除くよう、甘言と威嚇を交えて神に要求するのであった。

この祝文には、先の「祭浙江文」に見られた、神を自らに従属させようとする意識が、より高圧的な態度となって表われており、治下の災害を放置している神を、厳しく譴責しようとする書き手の意図を窺うことができる。祭祀の対象となっている仇王神は、浙江神が歴々たる名山大川の神であったのに比べれば、恐らく当地の者しか知らないような格の低い廟神であっただろう。自己を浙江神と同列に位置づけた、杭州刺史・白居易の態度、神霊への対抗意識は、地域の卑俗な神を相手にするこの祝文では、神を激しく叱責する方向に作用し、神の地位を人と獣の間に押し込んで、上から威圧するかのような語り口を選び取らせた、といえようか。

祝文とは、そもそも人間の願いを神に強く訴えかけるためのものであり、吹野安が指摘するように、その文中には古来、神を叱責、もしくは威嚇するかのような表現も用いられてきた。「若し一昔の後……、若し人告げて聞かず……」の箇所に見られた神への威迫、すなわち仮定法を用いて神と取り引き交渉を行おうとする発想も、祝文における古くからの型の一つである。したがって白居易の祝文における神への叱責も、一方では従来の型を襲用したものといえるのだが、彼の場合、神に対する叱責

があくまでも一地方官の立場からなされており、その点において従来の発想とは異なる部分を持つ。 白居易はただ神を責め立てているのではなく、神に自己と同様の職責、地域を守護する役割を負わせた上で、その職務怠慢を叱責しているのであって、地方官ならではの意識や態度が、この祝文には少なからず含まれていると見なければならない。任地の神霊を地方官の統制下に置こうとする意識、また職務の履行をたてに自らの権威に従わせようとする態度。「牧宰」として地方に派遣された者特有の発想が、白居易の祝文「禱仇王神文」の基調をなしているのであり、「祭浙江文」と同じく、唐代における官と神の緊張関係を、ここに看取することができるだろう。

では、こうした官・神の緊張関係は、白居易以外の祝文にも見られるものなのだろうか。次にこの問題について考えてみたい。官神同職論のような発想が、白居易以前の王勃・張九齢らの祝文にも見られることについては既に確認した。白居易の祝文においてより特徴的だと思われる、職務怠慢な神への叱責というモチーフ、および神を自らに従属させようとする意識について、中唐期の他の祝文の例を挙げながら更に検討してみよう。

1.2 神を叱責する地方官たち

護することが求められる、というわけである。

まず白居易より少し前の世代の人、中唐・唐次が書いた祝文「祭龍潭祈雨文」(『全唐文』巻四八〇)を見てみたい。この文は、夔州刺史だった唐次が、龍が棲むとされていた潭に赴き、雨乞いの祭祀を行ったときのもの。唐次はまず祝文の前半部分で、龍が神霊としてどうあるべきかを説き、「興致雲雨、鼓動雷霆、稔此蒸人、助我發生、龍之用也。全其軀、莫若靈茲潭、安其居、莫若庇茲土(雲雨を興致し、雷霆を鼓動し、此の蒸人〈民衆〉を稔らせ、我が發生〈作物の生長〉を助くるは、龍の用なり。其の軀を全うするに、茲の潭に靈あるに若〈莫く、其の居に安んずるに、茲の土を庇うに若〈莫し〉」という。龍は雨を降らせて作物を実らせる能力を有しているのだから、この潭で霊威を示して土地を庇

それに続いて唐次は、龍が雨をもたらすことができるにもかかわらず、今年は日照りが続いたままであり、作物がすっかり萎れてしまったことを訴える。その上で龍に対し、次のように呼びかける。

唯龍獨潛茲潭、澒洞泓澄、水面如紙、纖雲不生。邃宮固護、重門畫局、不克民望、不歆我誠。 若旱氣滌滌、秋成莾鹵、自利深淵、乖張嬾旅、我當涸龍之潭、露龍之處、跨龍之脊、鞭龍之 股、俾之揚雲、而大其雨。是則人役龍也、非龍德於人。

ここには、龍を直截的に脅迫する言葉が綴られている。もしこのまま深淵で安逸を貪り、こちらの要求に背いて雨を降らすのを「嬾」るのであれば、わたしが潭の水を涸らして龍の居所をつきとめ、背中に跨がって鞭を打ち、無理矢理にでも雲雨を起こさせてやるぞ――唐次は怒気を込めた口吻で、このように龍を威嚇する。この威嚇の後には、甘言の言葉が続けられ、もし龍がこちらの願

いに応じたならば、豪華な供物が捧げられるであろうと説かれるのだが、祝文全体の眼目は、雨を降らさない龍を厳しく責め立てる方にあると見てよいだろう。

唐次は龍を自らの「用」を果たさない懶惰な神霊として捉え、その職務怠慢に対して、白居易よりも苛烈な叱責を加えている。「我が誠を散けず」とあるように、恐らく彼はこれまでにも龍を祭る雨乞いの儀式を行っていたのであり、依然として霊験を示さない龍に、相当の苛立ちや憤りを覚えていたものと思われる。そうした感情を込めて、彼は龍に加虐的なまでの威嚇を行い、何としてでも自分の要求に従うよう脅しつけるのである。ここにも官と神の間の緊張関係を、はっきりと見て取ることができるだろう。民の生活と作物の収穫を守るため、地方官は土地の祠廟に足を運び、神助を請うのだが、それは官が神に従属し、その霊威に膝を屈することを意味するわけでは必ずしもない。災害を放置している怠惰な神霊に対しては、官は威圧的な態度を取り、自らの力を示してそれを屈服させようとするのである。唐次が行った脅迫には、自分が神霊よりも上位に立つ存在であることを誇示しようとする意識、その上に跨がり、鞭を打ってでも自らに従属させねばならないという思惑が透けて見えるのではないだろうか。

彼のそうした意識は、「人の龍を役するなり、龍の人に德あるに非ず」という発言のなかに端的に表われている。龍は人に恩徳を与えるものではなく、人の下位にあって使役されるべき存在である、と彼はいう。龍を見下すかのようなこの発言は、一つには当時における龍の神格の低さに起因するだろうが、これを先ほど見た白居易の言葉、「人は、神の主なり。獸は、神の屬なり」と並べてみた場合、どうだろうか。両者の間には同じような発想が共有されていたと考えることも許されるだろう。つまり、唐次は白居易がそうであったように、祭祀対象である神の地位を低く貶め、祭主である自分の権威に従わせようとしてこの文を草していたのであり、神との関係性のなかで、いかに自分が優位な立場にあるのかを知らしめることが企図されていたと思われる。

なお、唐次のこの祝文は主に韻文で書かれており、言葉を武器にして神霊を鋭く攻撃した、〈罵倒の文学〉として読むこともできる。水底の宮殿で安穏と惰眠を貪っている龍神。それへの強い憤りを抱きながら、唐次は奇想を展開する。水を干上がらせて龍を丸裸にし、その背に騎乗して空高く駆けさせ、雲を起こして地上に雨を降らせる、というように。激しい舌鋒で神霊を呵責し、意のままに操ろうとするその発想は、韓愈「鱷魚文」などの檄文にも一脈通じるものがあり、ある意味で中唐文人の志向、神霊・怪異を相手取り、好戦的に立ち回ろうとする姿勢を象徴しているかのようである。

さて、神の怠慢を叱責した例として、もう一つ別の祝文を見てみたい。次に取りあげたいのは、伝奇小説の作者として知られる中唐・沈亞之の祝文「祈雨文祠漢武帝」(『沈下賢集校注』巻一二340。長慶三年、櫟陽県尉だった沈亞之が京兆尹の命を受け(櫟陽県は京兆府の属県)、漢武帝の祠廟に雨乞いをしたときのものである。

沈亞之はこの祝文の前半では、漢武帝神の恩徳を称えた文辞を連ねるが、日照りが続く窮状を神に訴える段に至ると、災いを招いた元凶として雨師と風伯の名を挙げ、その責任を追及し始める。「雨師慢傲、尸違不賓(雨師慢傲にして、尸して違い賓せず)」、「風伯囂戲、簸陶濃塵(風伯囂戲して、濃塵を簸陶す)」などと述べ、風雨を管掌する神霊が驕慢な態度を取り、職責を果たしていないことを糾弾するのである。以下、雨師・風伯の失職を咎めた部分の後半を見てみよう。なお先の唐次の文と同じく、この文も韻文で書かれている。

彼風伯雨師、皆神所司、處位不職、荒役不祗。神假之權、使之用爲。上帝如怒、其殃孰罹。神 明胡不督其稽、察其欺。壞法者戮、後期者笞。

(彼の風伯雨師は、皆 神の司る所なるも、位に處りて職せず、役を荒みて〈なおざりにする〉武 まず。神 之に權を假し、之をして用爲せしむ〈権限を行使させる〉。上帝 如し怒れば、其の英 い孰か罹らん。神明 胡ぞ其の稽むる〈停滞する〉を督し、其の欺くを察せざる。法を壞す者は 戮し、期に後るる者は笞せよ。)

風伯と雨師の職務怠慢を漢武帝神に報告し、その処罰を請うた一段である。風伯らについて言及した、「位に處りて職せず」「役を荒みて祗まず」「法を壞す」「期に後る」などの表現には、神霊を官僚的な存在として捉える見方が徹底されている。雨を降らせる職位に就く風伯・雨師は、役務をおろそかにして法を乱し、守るべき期日に遅延したために弾劾されるのであり、完全に世俗の官僚機構の論理によって罪を裁かれるわけである。

風伯・雨師は、唐代では朝廷の正式な祭神の一つとなっており、地方官府においても玄宗以降、その祭壇が築かれるようになっていた。しかし古い来歴を持つこの神霊は、詩文のなかでは従来、格の低い神として扱われることが多く、天候不順を引き起こした責任者として、しばしば攻撃の対象となっている。唐代においても韓愈に「訟風伯」(『韓愈文集彙校箋注』巻二)という檄文があり、その失職が咎められている。風雨の運行は、人にとって最も身近な自然現象であり、それを直接差配するのは、神界のなかでも地位の低い神のやることだとみなされていたのであろう。それゆえに沈亞之の文でも、風伯・雨師が特に槍玉にあげられ、厳しく譴責されることになったと思われる。

ただし、この祝文において注目されるのは、風伯・雨師だけでなく漢武帝神までもが職務を負う 官僚的な存在として捉えられ、譴責の対象となっていることである。沈亞之の説くところによれ ば、風伯・雨師は「神(武帝神)の司る所」であり、それらに風雨を操る「權」を貸し与えたのも武 帝神である。したがって「上帝」が事態を知って怒りに駆られれば、その「殃い」を受けるのも武 帝神に他ならない。沈亞之はこのように神を脅迫し、風伯らを「督」「察」、つまり監督・査察 し、処断するよう迫っている。

ここでは、〈天帝――漢武帝神――風伯・雨師〉の三者の間に、上官と下僚のようなヒエラルキーが想定されており、その位階秩序のなかで、各自が地位に応じた職務を受け持つことになっている。なかでも武帝神は、風伯・雨師の上役としてその勤怠管理を行う一方、自らも天帝の下役として監督責任を問われる立場にあり、まさに中間管理職的な役割を押しつけられている。中央から派遣された地方官がそうであるように、武帝神はあくまでも現場の一責任者なのであって、それは上位にいる者の命令に従い、下位にいる者を管理する存在でなければならない。沈亞之はこのように考えていたのであって、白居易と同様、地方長官的な発想のもとに神が位置づけられている、といえよう。

この祝文は、唐次の文ほど苛烈に祭神を攻撃するものではないし、上の引用箇所の前後において、沈亞之は武帝神の生前の盛事と死後の霊威を賛美し、神に敬意を示すことも忘れてはいない。しかし県令として祠廟に赴き、旱魃の被害を訴えようとした彼の胸中においては、たとえ武帝の神霊であっても、それはただの職責を怠った神に過ぎず、現世において長官を務める自分が、その監督不行き届きを咎め、職務の励行を命じなければならない、と強く意識されていたことだろう。彼は当地を統べる長官として土地の神霊と対峙し、官方の論理を駆使して、自己の指令に従わせようとしていたのであり、ここにも官と神の間における一定の緊張関係を見出すことができる。

ところで、神の怠慢が咎められるということは、裏を返していえば、神にも職務への勤勉さが期待され、要求されていたということである。神に勤勉さを求める発想。これは祝文の書き手である地方官自身に、職務への精勤が強く求められていたことの反映であろう。前述したように、祝文における神の捉え方には、地方官の置かれている立場が投影される。唐の地方官は、任地に関する職責を一身に負い、自然災害への対処もその勤務評定に大きく関係していたから、日照りや長雨が続けば幾つもの祠廟を巡り、真剣に祭祀活動に勤しまねばならなかった。地方官は自らに課されていた、そうした職務への勤勉さによって廟神の働きぶりをも評価するようになり、その結果、霊験を現わさない神は、職務をおろそかにした〈怠け者〉として意識されるようになっていく。彼ら地方官は、いうならば〈勤勉な官と怠惰な神〉という対比のもとに、自己と神の関係性を捉え、その上で自らと同等の働きを示すよう神に督促していたのである。

このように地方官が職責や職位(上下関係・従属関係)に加え、勤務態度までをも持ち出して、神のあり方を厳しく問おうとしたのは、前節でも言及したように、神への対抗意識によるところが大きいだろう。官と神の緊張関係、換言すれば両者の対立の構図の最も根幹にあったのは、自分たち官吏こそが主導権を握っているのだという、神への対抗心や競争心のようなものだったのではないだろうか。土地の神霊と対等に渡り合おうとする、そうした意識は、白居易の「居易 祗みて璽書を奉じ、……職は神と同じ」(「祭浙江文」)という文言に示されていたように、朝廷から派遣された官としての自負や矜持と一体のものであって、彼らはあくまでも王権の代行者として、任地の神々に対峙しようとしていたと考えられる。

そのことを証するように、唐の祝文の書き手たちは白居易に限らず、自分が朝廷の命を承けて赴任してきたことを、しばしば神霊に向かって宣言している。幾つかの例を挙げてみよう(引用文の後に、作者と標題、および作者の官名を付記した)。

説恭承朝命、綱紀南邦、式崇薦禮、以展勤敬。

(説〈張説〉は恭しく朝命を承け、南邦を綱紀し、式て薦禮を崇び、以て勤敬を展ぶ。)

張説「祭城隍文」(『張説集校注』巻二三)、荊州大都督府長史

愈承朝命、爲此州長、今月二十五日至治下。

(愈 〈韓愈〉は朝命を承け、此の州の長と爲り、今月二十五日 治下に至る。)

韓愈「潮州祭神文五首 其一」(『韓愈文集彙校箋注』巻一二)、潮州刺史

某自朝受命、臨茲裔壤。

(某は朝首り命を受け、茲の裔壤(辺境の地)に臨む。)

柳宗元「雷塘禱雨文」(『柳宗元集校注』巻四一)、柳州刺史 いずれの例においても、祭主たる自分が、朝廷によって地域の長を委ねられた存在であることを強 調し、その上で神に祈りを届けようとするのである。朝廷の権威、ひいては天子の威光を前面に押しだそうとする彼らの姿勢は、朝廷の代表として、堂々と神に対峙しようとする意識の表われに他ならないだろう。前節で述べた、天子の命を承けて地域を司る官吏と、その地で信仰されてきた神霊の緊張関係は、ひとり自居易のみならず、多くの地方官にも通底していた問題であったと推察される。白居易の「職は神と同じ」という発言は、その意味において、唐の地方官の意識や態度を典型的に示したものであった、といえるかもしれない。

さて、ここで白居易が説いた官神同職論にもとづいて、これまでの考察を整理するならば、まず地

方官と神霊は同じ地域を管掌するものとして、基本的に同格の関係にあると認識されていた。それゆえに、官は神と対等な協力関係を結び、神の霊威を借りて災害を鎮めようと試みるのだが、その協力関係とは必ずしも神への恭順を意味するものではなかった。官と神は同格であるがゆえに、地域の主導権を争いあう間柄でもあり、官はときに神への対抗意識を露わにし、自分がより優位な立場にあることを神に知らしめようとする。白居易や沈亞之が、官僚機構の論理を持ち出して神を世俗的な存在に貶め、その怠慢を咎め立てたように。また唐次が龍神に苛烈な威嚇を加え、無理矢理にでも自己の要求を呑ませようとしたように。中唐期の一部の祝文には、神を官に従属させようとする意識が顕著に見られるようになり、そこに祝文の型を逸脱した地方官の生の感情を、すなわち朝廷の官僚としての矜恃や、霊験を現さない神への苛立ちや憤りを、読み取ることができるように思われる。

なお、ここでもう一つ留意しておきたいのは、土地の神霊を叱責し、官方に従えようとする態度は、祝文の表現にのみ見られるというわけではなく、民間祠祀に対する地方官の実際の対応とも、ある程度、通じ合うものであったということである。唐の地方官は民の祠廟信仰を基本的に容認し、水旱の際にはその祭祀を自ら主宰して治政に利用するのが常態化していたが、その一方、土地の神霊に攻撃的な態度を取る地方官も、なかには存在していた。そもそも俗間の祠廟信仰は、民を惑わせ風俗を乱す〈淫祀〉として、古来、官方の取り締まりの対象となってきており、唐代においても地方官による〈淫祀〉の廃絶が行われていたのである。そうした〈淫祀〉の弾圧は、官と神の対立の最たる例だといえよう。

〈淫祀〉を取り締まろうとした官吏が、いかなる態度で土地の神霊に接していたのかについては、本稿の「はじめに」でも言及した、初唐・狄仁傑の檄文「檄告西楚霸王文」(『全唐文』巻一六九)を通して窺い知ることができる。ここで、それについて少しばかり見ておこう。狄仁傑は江南巡撫使のときに、呉・楚の地に点在していた一千七百箇所もの「淫祠」を取り壊したと伝えられ、この檄文は彼がその際に書いたと目されるもの。狄仁傑はこの文中において、江南で信仰されてきた霸王・項羽の神霊が、民の祭祀を受けるのに相応しくないことを縷々論じ、最後に神に対して以下のように布告する。

仁傑受命方隅、循革攸寄。今遣焚燎祠宇、削平臺室、使蕙幃銷盡、羽帳隨烟。君宜速遷、勿爲人 患、檄到如律令

(仁傑は命を方隅に受け、循りて寄るできずむ。今 祠宇を焚燎して、臺室を削平し、蕙幃をして鑚かし盡くし、羽帳をして烟に隨わしめん。君 宜しく速やかに遷るべし、人の患と爲る勿れ。檄到らば律令の如くせよ。)

狄仁傑は朝廷の「命」によって派遣された官吏として、項羽廟の焚焼と破壊を宣言し、神にただちに退去するよう警告している。この文は祝文ではなく檄文であり、神に祈りを捧げるのではなく、むしろ神の存在価値を否定するために書かれたものであるが、土着の神霊を朝命の代行者たる自らに屈服させようとする狄仁傑の態度は、これまでに見てきた白居易らの態度と、本質的には同じものであったと考えてよいだろう。

神を叱責し、官方に従属させようとする態度は、祠廟信仰への官の対応の実例に即していえば、 取り立てて珍しいものだったわけではなく、狄仁傑のほかにも地方官が祠廟の焚焼をほのめかして 神を脅迫し、強制的に従わせようとする事例が、碑や記のなかに散見される。 唐代では、地方官が 土地の祠廟信仰と友好的な関係を結び、それを施政に取り込んで領民の支持を得ようとするのが一 般的ではあったが、その反面、神霊に攻撃的な態度で挑む向きもあったのであり、官と神の関係性 は、実際にはかなり複雑な様相を呈していたのである。

朝命によって地域を司る官吏は、天子の代わりにその地の王化を担う立場にあり、彼らは本来、自らの徳治によって民の風俗を正しく導かねばならない。その意味において、長年、民の信仰を集め、地域社会で重んじられてきた廟神は、教化の妨げになりうる邪魔な存在でもあり、警戒し敵視すべき相手でもあった。それが項羽神や龍神のように、儒家の伝統的な規範から外れた神霊であれば、なおさらそうであっただろう。唐の地方官が民の信仰を柔軟に取り込んだといっても、その胸中にはいささか複雑な意識や感情が渦巻いていたはずであり、彼らは土地の神に祈りを捧げながらも、その実、神への対抗心や警戒心を忘れていなかったと想像される。彼ら地方官が内面に抱えていたであろう、そうした屈折した意識、いわば〈朝廷の権威〉と〈地方の現実〉の間で板挟みとなった者の葛藤が、白居易らの祝文において、神を従属させようとする威圧的な態度となって表出することになった――このように考えることも許されるのではないだろうか。

つまるところ、祝文に見られる神への態度は、唐朝の地方行政の実態とも関連づけて捉えるべき事柄なのであって、当時における官と神、朝廷と地方の複雑な関係性の表われとして、それを読み解く必要があるだろう。勿論、官と神の対立は、唐以前から続く問題でもあり、地方官が〈淫祀〉を取り締まる事例や、土地の神霊に攻撃を加える(あるいは退治する)話が、漢から六朝期にかけての史伝や小説のなかに既に数多く見られる。そうした官神関係の歪みは、唐代に至って個々の官が勤勉に祭祀活動に励むようになり、廟神と対峙する機会が増したことで、反っていっそう深刻化していった面があり、それに随って史伝や小説ではなく、当の地方官自身が書いた祝文のなかに、神への複雑な意識や感情が寄託されるようになっていく。地方官の屈折した思い、〈地方の現実〉に直面した者の鬱屈が、最も先鋭的なかたちで表われている例の一つとして、次に中唐・元稹の祝文について検討してみよう。

2. 元稹の祝文——神の無能と官の人功

本章では元稹の祝文を取りあげ、地方官と神霊の関係性について引き続き考えていきたい。まず元稹の祝文制作の概況について整理しておく。中唐期の文人は、地方に赴任する機会が多かったため、たびたび祝文を書く必要に迫られたようであり、元稹も併せて七篇もの祝文を残している(ちなみに白居易は七篇、韓愈は十一篇、柳宗元は六篇の祝文を書いている)。そのうち地方官として書かれたものは六篇あり、それらを時系列に沿って並べると以下のようになる。

- ①「祭淮瀆文」(『元稹集校注』巻六〇、元和九年〈八一四〉十二月》)
- ②「報三陽神文」(同巻五九、元和十三年九月、通州司馬・権知州務)
- ③「告畬竹山神文」(同巻五九、元和十三年十一月、通州司馬・権知州務)
- ④「告畬三陽神文」(同巻五九、元和十三年十一月、通州司馬・権知州務)
- ⑤「祈雨九龍神文」(同巻五九、長慶三年〈八二三〉三月、同州刺史)
- ⑥「報雨九龍神文」(同巻五九、長慶三年三月、同州刺史)

①は、元稹が山南東道節度使兼申光蔡等州招撫使・嚴緩の幕僚として唐州(河南省)に進駐した折、 嚴緩のために淮水を祭る文を代作したもの(呉元済の乱の平定を淮水の神に祈願する)。一方、②から⑥ までは、元稹自身が地方官として祭祀を主宰した際の祝文である。②③④は彼が通州(四川省)の司 馬の任にありながら、臨時に刺史の代理を務めていたときの作。⑤⑥は彼が同州 (陝西省) の刺史だったときの作。

これらのうち、②⑤⑥の三つは自然災害の発生時に書かれたものであり、②は通州の三陽神(未詳。道教系の祭神か)が元稹の祈りに応じて長雨を止めてくれたのに感謝した、報賽(神の霊験に報いる祭祀)の祝文。また⑤は同州の九龍神に雨乞いをしたときのもので、⑥はその報賽のために書かれた祝文である。この②⑤⑥の作を見ると、元稹が地方官として熱心に土地の祠廟を祭り、敬虔な態度で神に祈りを捧げていたことが窺える。そのことは、⑤が書かれたのと同じ時期に詠まれた詩、「旱災自咎貽七縣宰」(『元稹集校注』巻四)によっても確認できる。この詩は、元稹が旱魃に見舞われた同州の刺史として自らの不徳を責め、領内の県令たちにも治政を見直すよう促したものだが、そのなかに「區區昧陋積、禱祝非不勤。日馳衰白顔、再拜泥甲鱗(區區として昧陋積むも、禱祝 勤ならざるに非ず。日び馳す衰白の顔、再び拜す泥甲の鱗〈泥で作った龍。雨乞いに用いる土龍のこと〉)」という句が見える。祠廟を巡って日々奔走し、勤勉に祭祀活動に取り組んでいることを、彼自ら説いているのである。

ところが元稹の祝文のなかには、そうした〈勤勉かつ敬虔な地方官〉とは、大いに異なる顔をのぞかせる作もある。通州時代に書かれた、③「告畬竹山神文(畲を竹山神に告する文)」と、④「告畬三陽神文(畲を三陽神に告する文)」がそれである。標題が示しているように、③④は神を祭って臨時の報告を行う、告文(祝文の文体の一種)の体裁を取っているのだが、これらは神に感謝の意を告げるといった類の文ではなく、実は神を激しく挑発する文となっている。元稹が何をどのように神に報告しているのか、やや詳しく見てみよう。

この二つの文において報告されている「畬」とは、雑草・雑木を伐採して火をつけ、その灰を肥料にして耕作すること、いわゆる焼き畑をいう。ここでは、元稹が農民を引き連れて竹山の荒れ地を切り開き、焼き畑の準備を整えたことを指している。③の文の説くところによれば、竹山はもともと通州の方志に記載されている「名山川」だったが、近年ではすっかり荒廃し、「蘩集貙蠎、蔽弊道路(貙蠎〈狸に似た大型の獣とウワバミ〉を蘩集し、道路を蔽弊す)」という有り様であった。その状況を見かねた元稹は、「實人力之不足於山也、非神之過(實に人力の山に足らざるなり、神の過に非ず)」とし、自ら民を率いて「開山」を行った。その作業の完了を、当地の竹山神と三陽神にそれぞれ報告したのが、③と④の文である(竹山神だけでなく三陽神にも報告しているのは、恐らく三陽神の祠廟が竹山にあったからであろう)。

これら二つの文のうち、まず③の後半部分、元稹が祭主として竹山神に供物を捧げ、直接語りかけている箇所を以下に見てみよう。

郡司馬元稹、率攸屬、置酒肴、以告於神曰、「通之邑居、纔二百室、一旦爲神翦翳穢、戮豺狼、幅員六十里之地、亦足爲用力於神、神其戒哉」。敬用嘉祝、祝曰、「爲山輸力、爲民豐食。廪以萬億、蟊賊以殛。報用黍稷、諡用正直。播布不殖、淫厲不息、風雨不式、豭麋不比、俾民無得、將他山是嗇、棄神之域、爲神之羞、永永無極。神其畏哉。尚饗」。

(郡司馬元稹、屬する後を率いて、酒肴を置き、以て神に告げて曰く、「通〈通州〉の邑居は、纔かに二百室なるも、一旦神の爲に翳穢〈覆い茂る雑草〉を翦り、豺狼を戮すれば、幅員六十里の地も、亦た力を神に用いると爲すに足れり〈神のために十分力を尽くした〉、神は其れ戒しめんかな」と。敬して用て嘉祝し、祝して曰く、「山の爲に力を輸せば、民の爲に食を豐かにせよ。廪は萬億を以てし、蟊賊〈稲を食う害虫〉は以て極せ。報ゆるに黍稷を用てし、諡るに正

直を用てせよ。播布〈種まき〉殖せず、淫厲〈邪悪な厲鬼〉 心まず、風雨 式せず、豭麋〈ブタとオオジカ〉比せず〈馴れず〉、民をして得ること無からしめば、他山に將いて是れ嗇し〈農耕する〉、神の域を棄て、神の羞と爲ること、永永 極まり無からん。神は其れ畏れんかな。尚わくは饗けられよ」と。)

「神は其れ戒しめんかな」「神は其れ畏れんかな」などの文言から明らかなように、この祝文は神を戒め、畏怖させることを目的として書かれている。元稹は神に「告」げていう。雑草を刈り取り、猛獣を滅ぼしたのだから、我々は神のために十分に「力」を尽くしたはずである、と。また神に「祝」(祈念する)していう。こちらが「力」を尽くしたのだから、神はその見返りとして民に豊作をもたらすべきである。もし農事の安定や風雨の順行が守られず、民が苦しむようなことがあれば、わたしは民を引き連れて他の山に移り住み、神の区域を棄てて神に恥をかかせることになるぞ、と。

元稹は「畬」を完遂させた自分たち人間の「力」を強調し、神にもそれに見合う働きを示すよう要求しているのだが、通州の民を指揮したのは他ならぬ元稹であり、ここで山神に報告されている「人力」の功とは、地方官たる彼自身の功績と言い替えることができよう。この祝文を草した元稹の意識下には、新たに竹山の環境を整えた、己の功績への自負があり、また古来、山に居座り続ける神霊への反感や対抗心のようなものがあったのではないか。それゆえに「人力」を誇り、神霊を恫喝するかのような言葉が投げかけられることになったのではないだろうか。「力」を尽くして働き、民を教導することに成功した地方官と、荒廃した山を放置し、民に恩恵を及ぼすことのない神霊――両者の関係性、すなわち〈有能な官と無能な神〉の対立の構図が、この文全体の核心にあるように見受けられる。

そもそもこの祝文は、雨乞いなどの必要に迫られて書かれたものではなく、神前において「畬」の報告を行うためだけに作られたものである。元稹は、わざわざ自らの治績を報告することで神の地位を脅かし、その存在意義を問いなおそうとしていたわけであり、地方官ならではの屈折した感情を、ここに看取することができよう。彼は任地の祠廟の間を駆けまわり、熱心に祭祀活動に励む一方で、災害を防ぐこともせず、ただ山野の荒廃を見過ごしているだけの無為無能な神に、苛立ちや反感を抱いており、それを吐き出すために、この異色の告文が生み出されたと考えられる。

③の文に見られる、こうした神への態度は、その姉妹篇ともいうべき④の文に、より鮮明に表われている。次に④「告畬三陽神文」について検討してみよう。この文は、竹山の開墾を三陽神に対して報告したもの。先ほど触れたように、元稹には三陽神に奉じた別の祝文、②「報三陽神文」があり、そこでは神の霊験への感謝の念が綴られている(注 51 参照)。ところが、②の二ヶ月後に書かれたこの④の文では、神の無能をあてこするかのような言葉が連ねられており、同じ神に向かって全く異なる態度が示されている。

④の祝辞部分は長篇の韻文であり、四言を主体とした全八十八句で構成されている。まずその前半(第三十八句まで)では、かつて栄えていた通州の地が、次第に荒廃していくさまが詠われる。政治が正しく行われず、「饑饉」や「盗賊」に苦しめられ、「厲鬼」や「貪吏」が跋扈し、領内は「人民遂空、萬不存一(人民遂に空しく、萬に一を存せず)」という惨状を呈していた。そうしたなか、以前は「軒然神功、坐受嘉栗(軒然たる神功、坐して嘉栗を受く)」ほどであった三陽神の霊威も、完全に失墜する。元稹はそのさまを、「神居毀蕩、神氣蕭飋。再完陋宮、榻不容膝。僅有雞豭、無復芬苾(神居

は毀蕩たり、神氣は蕭飋たり。再び陋宮を完するも、榻 膝を容れず。僅かに雞豭有るも、復た芬苾たる無し)」などと描写し、更に「神又何情、受人祈乞(神 又た何の情ありて、人の祈乞を受けん)」と説 (ここでは、州の興廃が三陽神の勢威の消長と結びつけられており、神が地域の守護神として全く機能していなことが諷されているのである。

さて、それを承けて祝辞の後半部分では、司馬の元稹が自ら民を教化して、竹山の整備に尽力したことが、誇らしげに語られる(引用は第四十六・四十七句、第六十二句から第六十七句まで)。

化由人興、胡不爲率。……乃勸州人、大課芟銍。人人自利、若受鞭挟、旋六十里、功旬半畢。 (化は人に由りて興れば、胡ぞ率いるを爲さざらん。……乃ち州人に勸めて、大いに芟銍〈草木を刈り取り開墾する〉を課す。人人自ら利とし、鞭挟を受くるが若くして、「旋ち六十里、功は旬にして半ば蓽う)。

これに続けて、更に元稹は次のように詠う。第六十八句から末尾の部分までの祝辞である。 嗚呼、教則人功、理有陰隲。農勸事時、賞信罰必、市無欺奪、吏不侵軼、非神敢煩、在我有術。 雷蟄雨枯、蒸頑曝欝、引導百來、呵厲四逸、非我敢知、有神之吉。惟我惟神、各恤其恤。神永是 邦、我非常秩。繼我者誰、爲神斯慄。尚饗。

(嗚呼、教は則ち人功にして、理は陰隲有らん〈教化は人のなすべき功績であり、治理には神のひそかな助けがあるべきだ〉。農は勸められ事は時にして〈やるべき事が時節どおりになされる〉、賞は信にして罰は必にして、市に欺奪無く、吏侵軼せざるは、神の敢えて煩らうに非ず、我に術有るに在る。蟄に雷し枯に雨ふらせ〈冬ごもりした生物を目覚めさせ、枯れ木を潤す〉、頑を蒸して欝を曝し〈堅いものを蒸して柔らかくし、じめじめしたものを日にさらして乾燥させる〉、引導して百來せしめ、厲〈悪鬼〉を呵して四逸せしむるは、我の敢えて知るところに非ず、有神〈神のこと〉之吉とせよ。惟れ我惟れ神、各おの其の恤えるところを恤えん。神は是の邦に永からんも、我は常秩に非ず。我を繼ぐ者は誰ぞ、神の爲に斯れ慄れん。尚わくは饗けられよ。)

「教は則ち人功にして、理は陰隲有らん」「惟れ我 惟れ神、各おの其の恤えるところを恤えん」とあるように、一見すると、官と神の役割分担を説く体裁を取っているが、ここで詠われているのは、紛れもなく神へのあてこすりであり、あからさまな挑発である。「農は勸められ事は時にして」以降の六句は、地方官である自分がこれまでになし得た「人功」について触れたものであり、元稹はそれが「神」を煩わせることなく、「我」の「術」によってもたらされたものだと言い放つ。続く「蟄に雷し枯に雨ふらせ」以降の六句では、神が本来果たすべき「陰隲」(ひそかに民の生活を安定させること)が列挙され、それが「我」の関知するところではなく、「神」の職分であるという。元稹は「我」と「神」の語を多用しながら、両者を〈有能な官と無能な神〉という対比のもとに描き出す。さきほどの③の文と同じく、官の功績を強調して神の無為無能をなじり、神にも相応の働きを見せるよう脅迫しているのである。

とりわけ痛烈なのが、末尾の句「神は是の邦に永からんも、我は常秩に非ず。我を繼ぐ者は誰ぞ、神の爲に斯れ慄れん」である。この地に永久に棲まう神霊と、一時的に任じられたに過ぎない地方官の対比、そして自分の後継者の存在までをも持ち出して、無能な神を震え上がらせようとする語りロ――この一段には、本稿がこれまで問題としてきた、官と神の微妙な関係性が、もっとも緊迫したかたちで示されている。中央から派遣されてきた官吏は、廟神のように土着の存在ではなく、永年そこに居座り続けるわけでもない。しかしそれゆえに、在任中に成し遂げた「人功」が問

われるのであって、元稹はそれを声高に主張し、自身の存在意義を確かなものとする。そしてその 功績をたてに、廟神の無為無能をことさらに暴き立て、官方の優位性を明らかにしようとするのであ る。

通州刺史の代理を務めていた元稹にとって、三陽神や竹山神といった土地の神霊は、互いに功を 競い合い、民にとってどちらが有為な存在なのかを争わねばならない相手として意識されていた。 そのため、③と④の告文においては、官がなしえた人功の称揚と、神の無能への痛罵が詠われるこ とになったのであり、官と神の対立の構図の一つの極致を、ここに見ることができよう。

なお、これらの告文は神に向けて書かれたものであると同時に、恐らくは官と神の上下関係、人為と神威の優劣を、地域社会に広く知らしめることを意図して書かれたものであり、元稹が当地の神霊との関係を調整することに、いかに腐心していたかを暗に窺わせる。朝命を奉じて着任した地方官は、地域社会において絶大な権威・権能を有していたに違いないが、その一方、外部から一時的にやってきた条所者(「常秩」にあらざる滞在者)でもあった。したがって、その任にある者は、土地に永住する神霊とも適切な距離を保ち、時には協力関係を結び、時には敵対関係を露わにして、自己の存在感を示し続けねばならない。そうしたなかで抱え込むことになった屈折した感情、前章末尾の言葉を繰り返せば、〈朝廷の権威〉と〈地方の現実〉の間で板挟みとなった者の葛藤が、元稹の二つの告文には確かに伏在しているように思われる。神威に対する人為の功績、神に対する官の優位性を高らかに宣言したこの作品は、官・神の緊張関係の深刻さを、反って示唆するものであり、土地の神々と功を争わねばならない地方官特有の苛立ちが滲み出ているかのようでもある。

その種の鬱屈した感情は、神を叱責して自らに従属させようとした白居易らは勿論のこと、唐朝の多くの地方官に通底していたものだったと想像されるが、元稹はそれを敢えて挑発的な言辞に寄託して韻文として詠い、神を恐怖に陥れる告文に仕立て上げた。彼は自身が慣れ親しんでいたであろう祝文の形式を借りて、地方官の生々しい意識や感情を表出しようとしたのであって、その試みは、ひいては祝文という文体が、ただの形式的・実用的な器を超えて、一つの文学として機能しだしたことをも意味しているだろう。元稹が行った、そうした創作の営みは、本稿が見てきた祝文の他にも、幾つかの類例を見出すことができ、たとえば韓愈「鱷魚文」や柳宗元「逐畢方文」などの檄文作品として結実しているのだが(それらの作においてもまた、地方官と神霊・怪異の対立が問題とされている)、そのことについては稿を改めて論じることとしたい。

小結

本稿では、白居易と元稹の祝文、およびそれに関連する幾つかの祝文を取りあげ、地方官が土地の神霊にどのような態度で接していたのか、またそこにいかなる意識や感情を読み取ることができるのかといった問題について考察を行ってきた。

唐の地方官は、任地が旱魃などの被害に襲われたとき、その地の祠廟に祈りを捧げ、神の霊威によって災禍を鎮めようとするのが常であったが、祭主である官吏と、祭祀対象である神霊との間には、やや複雑な力学が働いていた。白居易の官神同職論に示されていたように、官と神は地域を守護する職責をともに負っているとみなされており、それゆえに両者は祭祀を通じて対等な協力関係を結ぶことができたのだが、その関係は一定の緊張を孕んだものでもあった。白居易、唐次、沈亞之ら、中唐の地方官の祝文においては、災害時に霊験を発揮しない神霊が、職責を果たさない怠惰な

存在として捉えられ、その職務不履行に激しい叱責が加えられていた。元稹の告文では、官の人功を 強調し、神の無能をなじるかのような挑発的な文言が綴られ、神に対する官方の優位性が主張されて いた。朝命を拝して赴任してきた地方官にとって、その地で信仰を集めてきた神霊は、功を競うべき 相手でもあり、彼らはときに威圧的な態度で神霊に迫り、自らの権威に従属させようとするのであ った。

中唐期の一部の祝文に見られる、こうした神への対抗意識は、祝文の書き手たる官吏たちが、朝廷の代表として強い自負と責任感を抱いていたことの反映であり、また彼らが地域の長官として、多くの鬱屈や抑圧を感じていたことの裏返しでもあるだろう。地方官特有のそうした切実な意識、屈折した感情は、従来あまり表面化してこなかったものであり、祝文という神に直接訴えかける形式を通して、中唐期に初めて定着しえたものだったと考えられる。祝文は唐一代を通じて盛んに書かれていたと思しいが、現存する作例を見る限り、特に中唐期のものが質量ともに充実している(白居易・元稹・韓愈・柳宗元など、中唐期を代表する文人の別集のなかに、ある程度まとまった量の祝文が残されていることにも、その一端が窺えよう)。それは中唐のこの時期に、祝文制作の持つ重みが増し、土着の神霊を擁する地域社会のなかで、官としてどのように振る舞うかが、重要な問題として意識されだしたためであろうし、更に拡げていえば、地方官としての個別具体的な体験と、そこで得られた実感を、「文」として表明することに一定の価値が認められだしたからでもあるだろう。唐代の祝文、特に本稿が取りあげた中唐期のそれは、当時の社会や風俗の一断面を伝えるのみならず、官吏としての公的感情を寄託した文学作品としても読むことができ、そこに中唐文学が、詩ではなく文の分野において切り開いた一つの新生面を見ることができるのではないだろうか。

注

- 1) 陶敏・陶紅雨『劉禹錫全集編年校注』(中華書局、二〇一九)。
- 2) 劉禹錫「竹枝詞九首」の引に、自身の歌辞制作を屈原の九歌制作になぞらえて「昔屈原居沅湘間、其民迎神、詞多鄙陋、乃爲作『九歌』、到于今、荊楚鼓舞之。故余亦作『竹枝詞』九篇、俾善歌者颺之、附于末、後之聆巴歈、知變風之自焉」という。また劉禹錫は「別夔州官吏」詩(『劉禹錫全集編年校注』巻五)においても「唯有『九歌』詞數首、里中留與賽蠻神」といい(「九歌」は竹枝歌のこと)、「陽山廟觀賽神」詩(同巻二)でも「日落風生廟門外、幾人連踏『竹歌』還」と詠っている。竹枝歌が土地の「蠻神」を「饗」る(収穫を感謝するために祭ること)ための「迎神」の歌として広まっていたことが知られよう。なお劉禹錫に限らず、唐の詩人はしばしば民の祭事のための歌辞を制作しており、民間の祠廟信仰に対する当時の関心の高さが窺える。たとえば、王維「魚山神女祠歌」(『全唐詩』〈中華書局、一九六〇〉巻一二五)の「迎神」「送神」、皇甫冉「雜言迎神詞二首」(同巻二四九)の「迎神」「送神」、司空曙「迎神」「送神」(同巻二九三)、韓愈「柳州羅池廟碑」(劉真倫・岳珍『韓愈文集彙校箋注』〈中華書局、二〇一七〉巻二一)の「迎享送神詩」など。
- 3) 元稹「賽神」二篇(周相録『元稹集校注』〈上海古籍出版社、二〇一一〉巻一・巻三)、「古社」(同巻一)、白居易「和古社」(謝思煒『白居易詩集校注』〈中華書局、二〇〇六〉巻二)、「黑潭龍」(同巻四)など。これらの詩については、拙稿「元稹の詩歌における淫祠――民間祭祀への眼差し」(『佐賀大国語教育』第一号、二〇一七)、「中唐期の詩歌における祭祀と龍――龍を斬る詩人たち」(『中唐文学会報』第二十六号、二〇一九)参照。

- 4) 李賀「神絃曲」(王琦『李長吉歌詩』《『三家評注李長吉歌詩』所収、上海古籍出版社、一九九八》巻四)、「神絃」(同上)、「神絃別曲」(同上)、「假龍吟歌」(外集) など。これらの詩については、拙稿「李賀の詩歌における祭祀と神格――神の失墜と龍の侵蝕」(『佐賀大国語教育』第二号、二〇一八) 参照。
- 5) 『佐賀大国語教育』第五号、二〇二一。
- 6) 祝文に関する総合的な研究としては、吹野安『中國古代文學發想論』(笠間書院、一九八六) があり、 先秦から漢にかけての祷祝文とその発想の型について詳細な分析がなされている。本稿が問題とする唐 代の祝文については、近年、文学の分野のみならず、社会史や風俗史、災害史などの分野においても注 目されつつあり、すでに以下のような研究が蓄積されている。加固理一郎「李商隠の駢文と詩との関係 について――祝文を中心にして」(『中国文化:研究と教育』第五十四号、一九九六)、楊暁靄「唐代祈 雨詩文罪己咎責主題及其現実意義」(『華南師範大学学報(社会科学版)』二〇一四年第三期)、李軍 「遵従与悖離:唐代地方政府救災中的禳弭行為」(『唐史論叢』第二六輯、二〇一八)、厳春華『風俗文 化与唐代文体関係研究』(南開大学出版社、二〇一九) 第七章第二節「唐代祭神風俗与祭神文」、楊俊峰 『唐宋之間的国家与祠祀――以国家和南方祀神之風互動為焦点』(上海古籍出版社、二〇一九) 第一章 「地方官府祭祀与官神共理思惟」、夏炎「唐代石刻水旱祈祷祝文的反伝統表達及其在地方治理中的功 用」(『史学月刊』二〇二一年第五期)など。なお宋代の祝文に関しては、石本道明「蘇軾の磻溪禱雨に ついて」(『國學院大學漢文學會々報』第三十一輯、一九八六)、「蘇軾〈禱祝文〉小考――禱雨祝文とその 関連作品を中心として」(『國學院大學大學院紀要 文学研究科』第十九輯、一九八七)、「神々の官僚化― ―宋代祝文にみえる文学発想について」(『國學院雜誌』第一○○巻第十一号、一九九九)、小島毅「真徳 秀の祈り」(『中国近世における礼の言説』、東京大学出版会、一九九六)などの論考がある。このほか 呉承学・劉湘蘭「祝祷類文体」(『古典文学知識』二○○九第五期〈総第一四六期〉)は「人神交流的文 体」を祝祷類文体と総称し、祝文、詛文、盟誓文などについてそれぞれ解説を加えている。また劉歓萍 「試論中国古代祈雨文的主題特徴及其文化内蘊」(『文化遺産』二〇一二年第三期)は中国古代の祈雨文 全般に見られる特徴について論じる。
- 7) 『大唐開元禮』(古典研究会『大唐開元禮 附大唐郊祀録』、汲古書院、一九七二)巻三・序例下・祈禱、同巻七〇・諸州祈社稷・諸州祈諸神・諸州禁城門、同巻七三・諸縣祈社稷・諸縣祈諸神・諸縣禁城門参照。地方における祈雨・祈晴の祭祀の規定については、『唐六典』(中華書局、一九九二)巻四・祠部郎中・員外郎にも記載がある。
- 8) 先秦から漢にかけての祝文に見られる発想の型については、吹野安の研究(注 6) に詳しい。また唐代の祝文のそれについては楊暁靄・夏炎の論考(注 6) 参照。
- 9) このことは、祝文がしばしば韻文で書かれていることや(別表・唐代祝文系作品一覧表参照)、晩唐・李商隱の作が典故を多用した駢文であることなどに顕著に表われていよう。李商隱の祝文における典故の用法については、加固理一郎の論考(注 6) 参照。なお盛唐の将軍許遠と中唐の李德裕の祝文に関する以下の記述からも、当時、祝文に一定の文藝性が要求されていたことが知られる。晩唐・韋絢『劉賓客嘉話録』(陶敏・陶紅雨、中華書局、二〇一九) は、許遠の祝文「祭纛文」「祭城隍文」について、その文辞が人々に推賞されたことを記し、作者の許遠を「文武雄健」と評している。また李德裕の「祭唐叔文」(『李德裕文集校箋』〈傅璇琮・周建国、河北教育出版社、二〇〇〇〉 別集巻七)は河東節度使の張弘靖のために代作されたものだが、張弘靖がそれを「徴唐叔故事、迨無遺漏」(祭神である唐叔虞に関する故事を遺漏なく取り込んでいる)として「稱賞」したことが、祝文の末尾に付記されている。

- 10) 呂温「祭説」(『全唐文』(中華書局、一九八三〉巻六三〇)、白居易「得景爲宰秋雩刺史責其非時辭云早甚若不雩恐爲災」(『白居易文集校注』〈謝思煒、中華書局、二〇一五〉巻二九)、李德裕「禱祝論」(『李德裕文集校箋』外集巻四)、盛均「人旱解」(『全唐文』巻七六三)、黄滔「禱説」(同巻八二四)など。このほか、劉軻「農夫禱」(同巻七四二)、劉蛻「憫禱辭」(同巻七八九)、陸龜蒙「野廟碑」(『唐甫里先生文集』〈何錫光『陸龜蒙全集校注』、鳳凰出版社、二〇一五〉巻一八)など、民の祭祀活動を取りあげて、官の不正や欺瞞を批判した文も書かれている。特に劉軻の作は、農夫のために代作した祝文という体裁を取っており、祝文という文体が諷諭の機能をも担うようになっていたことを窺わせて興味深い。
- 11) なお唐代の地方祠祀をめぐる諸問題については、雷聞(『郊廟之外――隋唐国家祭祀与宗教』〈三聯書店、二〇〇九〉第三章「"祠典"与"淫祀"之間」)、および楊俊峰(注 6) が系統的な考察を行っている。本稿も両者の研究に多くの示唆を得た。
- 12) 『全唐文』巻一六九。『太平廣記』(中華書局、一九六一)巻三一五・神二五・淫祠は「狄仁傑檄」 (出『呉興掌故集』) としてこの文を引く。
- 13) 『韓愈文集彙校箋注』巻二六。「鱷魚文」の位置づけおよび形式に関しては、谷口匡「韓愈「鰐魚文」の位置」(『中国文化:研究と教育』第六三号、二〇〇五)参照。同論考はジャンル論的な観点から「鱷魚文」について詳細に分析し、この文が従来の枠に収まりきらない作であり、諸家によって祭文、檄文、雑文(遊戯的な文)など様々に分類されてきたことを指摘する。
- 14) 『柳宗元集校注』 (尹占華・韓文奇、中華書局、二〇一三) 巻一八。
- 15) 上記の例のうち、韓愈「鱷魚文」と柳宗元「逐畢方文」は、檄文として書かれたとは必ずしもいえないが(たとえば「逐畢方文」は柳宗元の文集では「騒」に分類される)、本稿では神霊・怪異に布告する文のことを、便宜的に全て檄文として扱う。なお、神霊への布告文が檄文として書かれた例としては、狄仁傑のもの以外にも、樊鑄「檄曲江水伯文」(『全唐文』巻三六三。曲江を氾濫させた水伯を弾劾する文)がある。
- 16) 神霊・怪異への攻撃を目的として書かれた檄文は、祝文の一種である呪詛文の系譜に連なるものでもあり、その意味において、元来、祝文と類縁性の強い文体であったといえる。呪詛文については、『文心雕龍』祝盟(詹鍈『文心雕龍義證』、上海古籍出版社、一九八二)に「至如黄帝有『祝邪』之文、東方朔有『罵鬼』之書、於是後之譴呪、務於善罵」とあり、祝文の亜種として「譴咒」の文(譴責し呪詛する文)が挙げられている。呪詛文の由来や作例に関しては、呉承学・劉湘蘭の論考(注 6)、吹野安「柳宗元「罵尸虫文」考」(『國學院雜誌』第八九巻第四号、一九八八)参照。
- 17) 『唐六典』巻三・戸部郎中・員外郎の条に、江南道の大川として「浙江」の名が列せられている。
- 18) 石本道明「神々の官僚化――宋代祝文にみえる文学発想について」(注 6) 参照。同論考は、宋代の祝文について先駆的な研究を行い、「神と官僚の並置」(神と官僚とが領民との関係において並列の関係にあり同等の職責を負うこと。四〇頁)、「封土と行政区画」(神にも責任を負うべき職域があり、それは官吏の行政区画と重ね合わされること。四二頁)、「神々の人事考課」(神にも褒賞が与えられ、地位の昇格が行われたこと。四四頁)などの特徴が見られることを述べ、それらを「神々の官僚化」として論じる。なお、唐の祝文における神の官僚化の問題をめぐっては、楊俊峰(注 6)にも既に関連する指摘がある。楊は祝文や碑記の例を挙げ、唐代において神は当地の水旱を管掌する職能を負うとされており、自らの職責を果たさない神に対しては「責神尽職」(五八頁)がなされること、また地方の神が官僚体系

- の一員として認識され、地方官の「共治伙伴」(六二頁) として捉えられていることなどを論じる。
- 19) 森三樹三郎「支那の神々の官僚的性格」(『支那學』十一巻一号、一九四三)は、中国の神々は国家祭祀の対象となる神々だけでなく、民間信仰の神々(特に道教の神々)までもが、古来、官僚的な性質を備えていたことを、つとに論じている。
- 20) 『禮記』(『十三經注疏』所収『禮記正義』、浙江古籍出版社、一九九八)。
- 21) 『王勃集』 (楊暁彩、三晋出版社、二〇一七)。
- 22) 祝文の冒頭に「維年月日、九隴縣令柳明獻、謹以某之奠、敬祭白鹿山神之靈」とある。
- 23) 『張九齡集校注』(熊飛、中華書局、二〇〇八)。
- 24) 唐代におけるこうした官神関係のあり方については、雷聞(注 11) や楊俊峰の論考(注 6・18) に指摘がある。雷聞は白居易「祭浙江文」を引きつつ、州の長官は当地の神祇に参拝することで「一種類似于契約性的合作関係」を構築し、「神人互恵模式」を再確認していたと論じる(二五〇頁)。また楊俊峰は白居易「祭浙江文」のほか、碑記や小説の例を多く挙げ、唐代では神が地方官の「共治伙伴」「冥界共治者」として意識されていたことを述べる(五八頁~六三頁)。
- 25) 神霊が地域を守護する職責を負うという発想は、上記の例の他にも唐代の祝文中にしばしば見られる。たとえば、張説「賽江文」(『張説集校注』〈熊飛、中華書局、二〇一三〉巻二三)に「率此荊土、明靈是主」、獨孤及「祭呉塘神文」(『毘陵集校注』〈劉鵬・李桃、遼海出版社、二〇〇六〉巻一九)に「山作靈鎭、神實司之」、李商隱「爲安平公兗州祭城隍神文」(『李商隱文編年校注』〈劉学鍇・余恕誠、中華書局、二〇〇二〉第一冊)に「惟神受命上玄、守職斯士」とある。
- 26) 文の冒頭に「維長慶三年歳次癸卯、八月癸未朔、十七日己亥、朝議大夫、使持節杭州諸軍事、守杭州刺史、上柱國白居易、謹遣朝議郎、行餘杭縣令常師儒、以清酌之奠、敬祭于仇王神」とある。
- 27) 『太平廣記』巻一三一・報應・許憲(出『廣古今五行記』) に「晉義熙中、餘杭縣有仇王廟」、同巻 二九五・神・樹伯道(出『異苑』) に「餘杭縣有仇王廟、由來多神異」とある。
- 28) 『左傳』(『十三經注疏』所収『春秋左傳正義』、浙江古籍出版社、一九九八)僖公十九年に「祭祀以爲人也。民、神之主也」とあり、同じく桓公六年にも「夫民、神之主也。是以聖王先成民、而後致力於神」とある。
- 29) 吹野安『中國古代文學發想論』(注 6) 参照。同書はその例として、『尚書』(『十三經注疏』所収『尚書正義』、浙江古籍出版社、一九九八)周書・金縢の「今我即命于元龜、爾之許我、我其以璧與珪、歸俟爾命、爾不許我、我乃屏璧與珪」や、『左傳』襄公十八年の「苟捷有功、無作神羞」などを挙げる(三~二九頁、一三一頁~一五三頁)。同書によれば、『尚書』の例は仮定法(交換条件法)を用いて神と取り引き交渉し、威嚇しようとするもの。願いが聞き届けられたなら璧と珪を納め、そうでなければそれらを引き下げると述べて神を威迫する言葉である。また『左傳』の例は、黄河の神に対して戦功を祈願した祝辞であり、自分に手柄を立てさせてくれたなら「神の羞(神にとっての恥)」とならないであろうと説いたもの。「羞」を持ち出して神を威嚇しようとする文言である。なお「神羞」は、唐代の祝文にも多用される定型表現の一つとなっている。たとえば白居易「祈皐亭神文」(『白居易文集校注』巻三)に「如此、則不獨人之困、亦惟神之羞」とある。
- 30) この祝文については拙稿「中唐期の詩歌における祭祀と龍――龍を斬る詩人たち」(注 3) 、「唐代文人と辺地の神――白居易の祝文を中心に」(注 5) においても論及した。
- 31) 「龍生雲霧、雲能施雨、雨雲感召、黎元鼓舞、既慶成熟、而無厲疵也。今歳旱暵、金石將流、水不

潤下、江不勝舟。穜稑皆萎、稂莠滿野、雷隱隱而有聲、雨垂垂而不下」。

- 32) 「若果我懇懷、酬報當極、投以金虀、增以石玉、潛鼉皆血、翔鷰盡炙、其餘馨美、亦滿瑤席」。
- 33) 唐代の詩文では、龍神はしばしば淫祀の神とみなされ、嫌悪や侮蔑の対象となっている。拙稿「中唐期の詩歌における祭祀と龍――龍を斬る詩人たち」(注 3) 参照。唐次は、龍を祭られるべき正統な神霊とみなしておらず、それゆえに極めて攻撃的な態度を取ったとも考えられる。
- 34) 『沈下賢集校注』 (肖占鵬・李勃洋、南開大学出版社、二〇〇三)。 なお『文苑英華』 (中華書局、一九六六) 巻九九六、『全唐文』巻七三八は、この文の題を「祠漢武帝祈雨文」に作る。
- 35) 祝文の冒頭に「維長慶三年正月己巳、櫟陽尉沈亞之、承命於大京兆、以歳旱、用乾肉清醪、恭祀於漢 武皇帝神之祠下」とある。
- 36) 「尸違」はその地位におりながら尸(かたしろ)のように何もせず職責を尽くさないこと。「不賓」は不敬であること。「簸陶濃塵」は塵をあおりあげて、すすぐこと。風伯が空中の気を弄ぶさまをいう。
- 37) 雷聞前掲書(注11) 第一章「隋唐国家祭祀的神祠色彩」(五○~五五頁)参照。
- 38) たとえば、漢・司馬相如「大人賦」(『史記』〈中華書局、一九八二〉巻一一七・司馬相如傳)に「時若薆薆將混濁兮、召屏翳誅風伯而刑雨師」とあり、天界を遊行する大人が、空が曇りだしたのを見て屏翳(天神の使者)を召し出し、風伯・雨師を処刑させて天候を晴れに変えることが述べられる。また、魏・曹植「誥咎文」(『藝文類聚』巻一〇〇〈上海古籍出版社、一九九九〉・災異部・旱。一説に「誥」は「詰」の誤りとされる)は大風の災禍を招いた風伯・雨師らを厳しく咎めようとするものである。なお、より古くは『楚辭』「遠遊」(『楚辭章句』、藝文院書館、一九七四)に「風伯爲余先驅兮、辟氛埃而清涼」「左雨師使徑侍兮、右雷公以爲衛」とあり、風伯・雨師を意のままに使役しようとする発想が見える。
- 39) 雷聞(注 37) は、風伯が韓愈「訟風伯」において嘲弄の対象となっていることから、それが唐代の社会においてあまり尊重されていなかったであろうことを指摘する。また、沈亞之「祈雨文祠漢武帝」を引き、地方官府の祭祀において風伯・雨師が人格神として扱われ、民間信仰と一体化したものとなっていたことを論じる。ただし、沈亞之の文における風伯・雨師は、実際にそれが祭祀の対象となっていたわけでは恐らくなく、天候を直接司る下位の神霊として想起され、槍玉にあげられたに過ぎないだろう。
- 40) 「惟神昔帝漢日、何祥不臻。雍熙滂洋、甘露麒麟。人荷其澤、亦仰如春。氣配高明、歿而爲神。居滿必誅、居抑必申」。
- 41)神に勤勉さを求める発想は、これまでに挙げた例のほかにも、韓愈「袁州祭神文三首 其二」(『韓愈文集彙校箋注』巻二)の「使獲承祭不怠、神亦永有飲食」、李商隱「賽陽朔縣名山文」(『李商隱文編年校注』第四冊)の「願終如響之靈、無怠孔明之鑒」という文句のなかに窺える。これらの句においては、祭祀を承けた神霊に対し、怠ることなく霊威を発揮し続けるよう説かれている。また祝文の例ではないが、司空圖が雨神を弾劾した檄文「移雨神」(『全唐文』巻八〇八)のなかにも、「天以神乳育百苗穀、必時既豐、然後民相率以勞神之勤、於是而祀焉。今始恡其施、以愁疲民、是神怠天之職也。……怠天下之事、何以爲敬」とあり、祭祀は神の勤勉な働きを労うために行われるべきであり、職務を怠って民を苦しませる神には敬意を払うべきでないことが述べられる。神の職務怠慢を叱責せんとする態度と、神に勤勉さを求める発想を見て取ることができよう。
- 42) 夏炎の論考(注 6) 参照。なお唐の祝文には、災害を防ぎ止めることができず、長官としての職責を

果たせないことへの不安を滲ませた文言がしばしば見られる。たとえば、前掲の王勃の祝文「祭白鹿山神文」に「則班連未遠、俱忘廢職之憂」とあり、韓愈「潮州祭神文五首 其二」(『韓愈文集彙校箋注』巻一二)に「非神不愛人、刺史失所職也」とある。

- 43) 前稿(注 5) 参照。たとえば白居易が杭州刺史のときに書いた祝文「祈皐亭神文」(『白居易文集校注』巻四〇)には、「一昨禱伍相神、祈城隍祠、靈雖應期、雨未霑足。是用撰日祗事、改請于神」とあり、雨乞いのために伍相神(伍子胥)、城隍神、皐亭神(皐亭山の神)の三つの祠廟に参詣したことが知られる。
- 44) 同様の例は、唐の祝文のなかに数多く見られる。たとえば、唐次「祭蜀先主祈晴文」(『全唐文』巻四八〇、夔州刺史) に「某奉詔守郡、政化未敷、懼其災沴、以病稼穡」、元稹「祈雨九龍神文」(『元稹集校注』巻五九、同州刺史) に「大懼茲歳、患成於人、以羞陛下之獎寄」、李商隱「爲安平公兗州祭城隍神文」(『李商隱文編年校注』第一冊、兗海観察使のための代作) に「某方宣朝旨、來總藩條」とある。
- 45) 雷聞の論考(注 11) 参照。雷聞によれば、唐の地方祠祀には、①国家の礼典(祀典)によって明文化され、全国に共通のもの(社稷・釋奠・城門など)、②礼典に明文化されていないが、地方官府によって承認・支持されたもの(城隍神や生祠など)、③官府の許可を得られない民間祭祀で、禁止の対象となったもの(いわゆる淫祀。物鬼精怪など)の三階層があり、②の存在が地方における常態であった。
- 46) 地方官による〈淫祀〉の取り締まりは、戦国・魏の西門豹が、鄴の令として河伯の祭祀を禁絶した例(『史記』巻一二六・滑稽列傳)を始めとして、歴代の史書にたびたび記されている。唐の地方官による〈淫祀〉の弾圧についても、『舊唐書』巻八五(中華書局、一九七五)・張文琮傳、同巻八九・狄仁傑傳、同巻一五六・于頔傳、同巻一七四・李德裕傳などにその記録が見える。ただし雷聞(注 11)や楊俊峰(注 6 前掲書、第二章「唐宋之間地方祠祀具体規範的建立」)が指摘するように、史書に見られるこうした〈淫祀〉の廃絶がどこまで実効性のあるものだったのかについては疑問の余地が残る。
- 47) 『舊唐書』巻八九・狄仁傑傳に「呉楚之俗多淫祠、仁傑奏毀一千七百所、唯留夏禹・呉太伯・季札・ 伍員四祠」とある。
- 48) たとえば、李白「天長節使鄂州刺史韋公德政碑」(『李太白全集』〈王琦、中華書局、一九七七〉巻二九)には、鄂州(湖北省)で大雨が続いたとき、刺史の韋良宰が当地の城隍神に対して「若三日雨不歇、吾當伐喬木、焚清祠」と告げたことが記されている。またこれに類する事例が、李陽冰「縉雲縣城隍神記」(『全唐文』巻四三七)にも見られ、そこでは縉雲県令(浙江省)の李陽冰が城隍神に雨乞いをする際に、「五日不雨、將焚其廟」と告げて神を脅迫したことが説かれている。こうした地方官の対応とその背景の問題に関しては、李軍(注 6)と夏炎(注 6)の論考に言及があり、地方官の内面にまで踏み込んだ考察がなされている。李軍は李陽冰の記や唐次の祝文などの例を挙げ、唐の一部の地方官が神霊に「不尊重」な態度を取っていることを指摘し、神に福を祈るという伝統的な「救荒模式」への疑問や批判がそこに反映されていると論じる(六五~六六頁)。一方、夏炎は李白の碑や李陽冰の記などの例を挙げ、それらの「石刻水旱祈祷祝文」(石刻資料のなかに断片的に引かれる地方官の祈りのことば)に「毀廟」「責神」といった表現上の特徴が見られることを述べ、その背後に地方官としての「治理焦慮」が潜んでいることを論じる(六二~七一頁)。
- 49) 六朝期の小説には、官吏が土地の神霊や精怪と争ったり、それを退治したりする話がしばしば見られる。それらにおける官・神の対立の諸相については、楽維「官吏与神霊――六朝及唐代小説中官吏

与神霊之争」(張立法訳、『法国漢学』第三輯、一九九八)参照。また六朝期の志怪小説に、祠廟に関する説話が多いことについては、小南一郎「干寶「捜神記」の編纂(下)」(『東方學報』第七〇冊、一九九八)、先坊幸子「六朝「廟神説話」」(『中国中世文学研究』第四〇号、二〇〇一)、佐野誠子「民間祠廟記録の形成」(小南一郎編『中國文明の形成』、朋友書店、二〇〇五)など参照。

- 50) 作品の繋年は『元稹集校注』のほか、花房英樹『元稹研究』(彙文堂書店、一九七七)、楊軍『元稹 集編年箋注(散文巻)』(三秦出版社、二〇〇八)を参考にした。
- 51) たとえば②の祝文には「神初饗若不踰祈、幽妖靈虬不克亂、負輸穫熟者、賴神之亡。仁必報、式備報、典不敢諼」とあり、⑤には「謹齋戒沐浴、叩首揮淚、願以小子稹爲千萬請命於龍、龍其鑒之」とある。
- 52) 「積」の字を『元稹集校注』は文意によって「稹」に改めているが、冀勤『元稹集』(中華書局、一九八二)、楊軍『元稹集編年箋注(詩歌巻)』(三秦出版社、二〇〇二)などの諸本に従って「積」のままとした。
- 53) 正祭(定期的に行われる祭祀)とは別に催される、臨時の祭祀のことを告祭といい(金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』〈岩波書店、二〇〇六〉二七頁・九九頁参照)、その告祭に用いられる祝文を告文という。明・徐師曾『文體明辨』(中文出版社、一九八二)巻六一は、歴代の祝文を告・脩・祈・報・辟・謁の六項目に分類し、告の例として蜀・劉備「祭告天地神祇文」、唐・玄宗「受禪告南郊文」などを挙げている。
- 54) 杜甫「秋日夔府詠懷奉寄鄭監李賓客一百韻」(『杜詩詳注』〈中華書局、一九七九〉巻一九)に「煮井爲鹽速、燒畬度地偏」とあり、『詳注』に引く杜田の注に「楚俗、燒榛種田曰畬」とある。
- 55) ③の文中に「按通之載、號神爲名山川、且邇邑屋而扶道途、然而不砟不穫、不礎不柱、蘩集貙蠎、蔽弊道路、將五十年矣。實人力之不足於山也、非神之過。今天子斬三叛之明年、通民畢賦、用其閑餘、夾津而南、開山三十里、爲來年農種張本。自十月季旬、周甲癸而功半就」とある。
- 56)祭祀が行われた日時について、②に「維元和十三年九月十五日」とあり、④には「維元和十三年歳次戊戌十一月辛巳朔十日庚寅」と記されている。
- 57) 第十三句から第三十八句までの原文を以下に引く。「政式不虔、人用不謐。奪富撓豪、軋窮役疾。弱者逋播、悍者憤怫。饑饉因仍、盗賊倉卒。閭落焚燔、城市剽拂。人民遂空、萬不存一。神居毀蕩、神氣蕭飋。再完陋宮、榻不容膝。僅有雞豭、無復芬苾。豺虎號噪、麋鹿幽噎。厲鬼癉人、貪吏殄物。闤闠丘墟、門戸蒿蓽。神又何情、受人祈乞」。
- 58) 地方官が執り行う祭祀儀礼と、それに伴う祝文の読誦は、祠廟において公開の場でなされるものであり、それにはある種のパフォーマンスとしての機能があったと想定される。雷聞前掲書(注 11) 第四章「従祈雨看隋唐的国家祭祀与社会」(三二六~三二七頁、三四〇頁)、および楊俊峰の論考(注 6、三八~三九頁)参照。元稹のこの文にも、通州の民や属僚に、朝廷から派遣された自分の存在意義を強調する意図が、多分に含まれていたと考えられる。
- 付記)本稿は、科研費(課題番号 15K02436・21K00329)による研究成果の一部である。また、第 71 回東洋史学研究会(日台中国史研究者交流会、於福岡大学)および第 32 回中唐文学会大会(オンライン)における口頭発表の内容の一部をまとめたものである。貴重なご意見・ご指摘を下さった方々に感謝申し上げます。

別表 唐代祝文系作品一覧表

- ・本表は唐代に制作された祝文(祭祀の際に神に捧げる文)、およびそれに類する檄文(神霊または怪異に布告する文)の一覧表である。
- ・死没者を哀悼するために書かれた祭文は、本表の収録対象としていない。また歴史上の人物を追悼する ために書かれた弔文も、それが祠廟における祭祀儀礼を前提として書かれている場合を除き、採録して いない。
- ・皇帝の御製として伝えられるものは収録していない(皇帝祭祀に関わる祝文については、金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』〈岩波書店、二〇〇六〉三六六頁・表一七「唐代皇帝祭祀祝文自称表」参照)。また宗廟祭祀に関わる祝文、道教の青詞、仏教の願文、敦煌文書所収の呪願文についても本表では除外した(敦煌文書中の祝文系作品については、黄徴・呉偉『敦煌願文集』〈岳麓書社、一九九五〉参照)。
- ・篇名および配列は、基本的に『全唐文』による。『全唐文』未収のものは『全唐文』の配列に準じて収録した。
- ・祭祀の主体が明確な場合は、その主体に応じて国家祭祀(朝廷の命により挙行されるもの)、州県祭祀(州県の官府が自主的に挙行するもの)と備考欄に記載した。ただし国家祭祀と州県祭祀の両者を完全に区分することは難しく、双方の性格を併せ持つと考えられる場合もしばしば見受けられることを断っておく。
- ・祭祀の目的が明らかな場合は、着任儀礼、祈雨、祈晴、攘災(火災や水害などを祓うこと)、病気平癒、 軍功祈願(戦時における祈祷)、報賽(お礼参り)などと備考欄に記載した。報賽の場合、何に対する報賽 なのかが明確な場合は()内にそれを記載した。
- ・祝辞部分に韻文が含まれる場合は、備考欄に韻文と記載した。
- ・作品の出所としたのは、主に『全唐文』(中華書局、一九八三)であり、そのほか、『唐文拾遺』(同上)、『全唐文補編』(中華書局、二〇〇五)、『文苑英華』(中華書局、一九八六)、『唐文粹』(浙江人民出版社、一九八六)、『金石萃編』(北京市中国書店、一九八五)などを参照した。また別集については、以下の諸書を参照した。祭祀の対象や場所を判断するに当っては、これらの諸書の注解に負うところが大きい。『王績文集』(夏連保、三晋出版社、二〇一六)、『王勃集』(楊暁彩、三晋出版社、二〇一七)、『張説集校注』(熊飛、中華書局、二〇一三)、『沈佺期集校注』(陶敏・易淑瓊、中華書局、二〇一)、『宋之問集校注』(陶敏・易淑瓊、中華書局、二〇一)、『張九齡集校注』(熊飛、中華書局、二〇一)、『李太白全集』(王琦、中華書局、一九七七)、『毘陵集校注』(劉鵬・李林、遼海出版社、二〇一六)、『陸贄集』(王素、中華書局、二〇一六)、『韓愈文集彙校箋注』(劉真倫・岳珍、中華書局、二〇一七)、『柳宗元集校注』(尹占華・韓文奇、中華書局、二〇一三)、『白居易文集校注』(謝思煒、中華書局、二〇一五)、『元稹集校注』(周相録、上海古籍出版社、二〇一一)、『李德裕文集校箋』(傅璇琮・周建國、河北教育出版社、二〇〇))、『沈下賢集校注』(肖占鵬・李勃洋、南開大学出版社、二〇〇三)、『樊川文集校注』(何錫光、巴蜀書社、二〇〇七)、『李商隱文編年校注』(劉学錯・余恕誠、中華書局、二〇〇二)、『唐甫里先生文集』(何錫光『陸龜蒙全集校注』所収、鳳凰出版社、二〇一五)、『桂苑筆耕集校注』(党銀平、中華書局、二〇〇七)。

作者	篇名	対象	場所	備考	出所
王績	祭關龍逢文	關龍逢		韻文	『全唐文』132、『文苑英華』998、
					『王績文集』5
王績	登箕山祭巢許文	巣父・許由	箕山	韻文	『全唐文』132、『文苑英華』998、
					『王績文集』5
王績	祭杜康新廟文	杜康		韻文	『全唐文』132、『文苑英華』998、

					『王績文集』附録
王績	登龍門祭禹文	禹	龍門		『全唐文補編』4、『王績文集』5
陳子良	祭司馬相如文	司馬相如	相如縣	州県祭祀	『全唐文』134、『文苑英華』998
顏師古	神州地祇祝文	神州地祇		国家祭祀	『全唐文』148、『初學記』5
顏師古	四大河祝文	四大河(四瀆)		国家祭祀	『全唐文』148、『初學記』6
王義方	祭海文	海神		韻文	『全唐文』161、『舊唐書』187
狄仁傑	檄告西楚霸王文	項羽	江南		『全唐文』169、『太平廣記』315
狄仁傑	籲神文				『全唐文』169
王勃	祭石隄山神文	石隄山神	虢州	州県祭祀、	『全唐文補編』15、『王勃集』17
				祈雨、韻文	
王勃	祭石隄女郎神文	石隄女郎神	虢州	州県祭祀、	『全唐文補編』15、『王勃集』17
				祈雨、韻文	
王勃	祭白鹿山神文	白鹿山神	九隴縣	州県祭祀、	『全唐文補編』15、『王勃集』17
				祈雨	
王勃	過淮陰謁漢祖廟祭文	漢高祖	淮陰	韻文	『全唐文補編』15、『王勃集』17
陳子昂	禡牙文	牙(軍旗)		軍功祈願	『全唐文』216、『文苑英華』995
陳子昂	禁海文	海神		軍功祈願	『全唐文』216、『文苑英華』995
張説	奉敕赤帝壇祈雨文	赤帝		国家祭祀、	『全唐文』233、『張説集校注』23
				祈雨	
張説	祭城隍文	城隍神	荊州	州県祭祀、	『全唐文』233、『文苑英華』995、
				着任儀礼	『張説集校注』23
張説	禁城門文	城門神	荊州	州県祭祀、	『全唐文』233、『文苑英華』995、
				祈晴、韻文	『張説集校注』23
張説	祭江祈晴文	江神	荊州	州県祭祀、	『全唐文』233、『文苑英華』996、
				祈晴	『張説集校注』23
張説	賽江文	江神	荊州	州県祭祀、	『全唐文』233、『文苑英華』997、
				報賽(祈	『張説集校注』23
				晴)、韻文	
張説	祭殷仲堪羊叔子文	殷仲堪・羊祜	荊州		『全唐文』233、『文苑英華』998、
					『張説集校注』23
張説	祭霍山文	霍山神		国家祭祀、	『全唐文』233、『文苑英華』995、
				軍功祈願	『張説集校注』23
沈佺期	昊天上帝祭文	昊天上帝		国家祭祀	『全唐文補編』再補 1、『沈佺期集
					校注』5
沈佺期	先農祭文	先農		国家祭祀	『全唐文補編』再補 1、『沈佺期集
					校注』5
沈佺期	漢大将軍霍光祭文	霍光	晋州	国家祭祀?	『全唐文補編』再補 1、『沈佺期集
					校注』5

宋之問	爲兗州司馬祭王子喬文	王子喬		韻文	『全唐文』241、『文苑英華』998、 『宋之問集校注』8
宋之問	祭禹廟文	禹	越州	韻文	『全唐文』241、『文苑英華』998、 『宋之問集校注』8
張九齡	祭洪州城隍神文	城隍神	洪州	州県祭祀、	『全唐文』293、『文苑英華』996、 『張九齡集校注』17
張九齡	祭舜廟文	禹	桂州	州県祭祀、着任儀礼	『全唐文』293、『張九齡集校注』 17
韓賞	告華嶽文	華山神			『全唐文』330、『金石萃編』85
許遠	祭纛文	纛(軍旗)		軍功祈願	『全唐文』345、『劉賓客嘉話録』
許遠	祭城隍文	城隍神			『全唐文』345、『劉賓客嘉話録』
李白	爲宋中丞祭九江文	九江神		軍功祈願	『全唐文』350、『李太白全集』29
王岳靈	責龜文	龜			『全唐文』353、『唐文粹』33
樊鑄	檄曲江水伯文	水伯	曲江	攘災(水害)	『全唐文』363、『唐文粹』33
趙晉用	賽雨紀石文	季札	常州	州県祭祀、	『全唐文』364
				報賽(祈雨)	
柳識	許先生潁陽祠庭獻酹文	許由	潁陽	韻文	『全唐文』377、『唐文粹』33
獨孤及	爲楊右相祭西嶽文	華山神		国家祭祀、	『全唐文』393、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『毘陵集校注』20
獨孤及	祭呉塘神祈雨文	呉塘神	舒州	州県祭祀、	『全唐文』393、『文苑英華』996、
				祈雨、韻文	『毘陵集校注』19
獨孤及	禁土龍文	土龍		祈雨、韻文	『全唐文』393、『文苑英華』995、
					『毘陵集校注』19
獨孤及	祭岏山文	 「 	舒州	国家祭祀、	『全唐文』393、『文苑英華』996、
				祈雨	『毘陵集校注』19
獨孤及	爲李峘祭纛文	纛(軍旗)		軍功祈願	『全唐文』393、『文苑英華』995、
					『毘陵集校注』19
程浩	上天鼓文(一作「雷賦」)	天鼓(雷)		韻文	『全唐文』443、『唐文粹』33
盧朝徹	謁嶽廟文	華山神		州県祭祀、	『全唐文』443、『金石萃編』99
				着任儀礼、	
				韻文	
陸贄	告謝昊天上帝冊文	昊天上帝		国家祭祀	『全唐文』475、『唐文粹』31、
		_			『陸贄集』6
陸贄	祭大禹廟文	禹		国家祭祀	『全唐文』475、『陸贄集』6
唐次	白帝祠祈雨文	白帝(公孫述)	白帝城	州県祭祀、 祈雨	『全唐文』480、『文苑英華』996
唐次	祭龍潭祈雨文	龍	清江石門	州県祭祀、	『全唐文』480、『文苑英華』996
				祈雨、韻文	

唐次	祭蜀先主祈晴文	劉備		州県祭祀、	『全唐文』480、『文苑英華』996
李觀	謁夫子廟文	孔子		71113	『全唐文』534、『文苑英華』372、 『唐文粹』51
韓愈	送窮文	窮鬼(貧乏神)		韻文	『全唐文』557、『韓愈文集彙校箋 注』26
韓愈	訟風伯	風伯		祈雨、韻文	『全唐文』559、『文苑英華』357、 『韓愈文集彙校箋注』2
韓愈	祭湘君夫人文	湘君・湘夫人	岳州	報賽	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』13
韓愈	祭竹林神文	竹林神	長安	州県祭祀、	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』13
韓愈	曲江祭龍文	龍	曲江	州県祭祀、	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』13
韓愈	祭鱷魚文	鱷魚	潮州	州県祭祀	『全唐文』568、『舊唐書』160、 『新唐書』176、『韓愈文集彙校箋 注』26
韓愈	潮州祭神文五首 其一	太湖神	潮州	州県祭祀、	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』12
韓愈	潮州祭神文五首 其二	太湖神	潮州	州県祭祀、	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』12
韓愈	潮州祭神文五首 其三	城隍神	潮州	州県祭祀、報賽(祈晴)	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』12
韓愈	潮州祭神文五首 其四	界石神	潮州	州県祭祀、報賽(祈晴)	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』12
韓愈	潮州祭神文五首 其五	太湖神	潮州	州県祭祀、報賽	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』12
韓愈	袁州祭神文三首 其一	城隍神	袁州	州県祭祀、	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』13
韓愈	袁州祭神文三首 其二	仰山神	袁州	州県祭祀、	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』13
韓愈	袁州祭神文三首 其三	仰山神	袁州	州県祭祀、報賽(祈雨)	『全唐文』568、『韓愈文集彙校箋 注』13
柳宗元	乞巧文	天孫(織女)		乞巧、韻文	『全唐文』583、『柳宗元集校注』 18
柳宗元	罵尸蟲文	尸蟲		韻文	『全唐文』583、『文苑英華』357、 『柳宗元集校注』18
柳宗元	憎王孫文	王孫(猴)	永州	韻文	『全唐文』583、『文苑英華』357、

					『柳宗元集校注』18
柳宗元	逐畢方文	畢 方	永州	攘災(火災)	『全唐文』583、『文苑英華』357、
D17402		177		韻文	『柳宗元集校注』18
柳宗元	愬螭文	螭	永州	韻文	『全唐文』583、『文苑英華』357、
					『柳宗元集校注』18
柳宗元	舜廟祈晴文	舜	永州	州県祭祀、	『全唐文』593、『柳宗元集校注』
				祈晴、韻文	41
柳宗元	雷塘禱雨文	雷塘神	柳州	州県祭祀、	『全唐文』593、『柳宗元集校注』
				祈雨、韻文	41
柳宗元		牙(軍旗)		軍功祈願	『全唐文』593、『柳宗元集校注』
					41
柳宗元	祭纛文	纛(軍旗)		軍功祈願	『全唐文』593、『柳宗元集校注』
					41
柳宗元	祭井文	井戸	柳州	韻文	『全唐文』593、『柳宗元集校注』
					41
柳宗元	禁門文	城門神		州県祭祀、	『全唐文』593、『柳宗元集校注』
				祈晴、韻文	41
姚絪	祭研射山神文	研射山神	湖州	州県祭祀、	『全唐文』620
				報賽(祈雨)	
呂温	謁舜廟文	舜		韻文	『全唐文』631、『文苑英華』998
李翺	準制祭伏波神文	伏波神(馬援)		国家祭祀、	『全唐文』640、『文苑英華』998
				韻文	
李翺	祭中天王文、代河南鄭	嵩山神		州県祭祀、	『全唐文』640
	尹作			報賽(祈雨)	
李翺	別灣山神文	灊山神	舒州	州県祭祀、	『全唐文』640、『文苑英華』995
				報賽	
元稹	告畬三陽神文	三陽神	通州	州県祭祀、	『全唐文』655、『元稹集校注』59
				韻文	
元稹	告畬竹山神文	竹山神	通州	州県祭祀、	『全唐文』655、『元稹集校注』59
				韻文	
元稹	報三陽神文	三陽神	通州	州県祭祀、	『全唐文』655、『元稹集校注』59
		الطدا		報賽(祈晴)	
元稹	祈雨九龍神文	九龍神	同州	州県祭祀、	『全唐文』655、『元稹集校注』59
#F		1.44.1		祈雨	
元稹	報雨九龍神文	九龍神	同州	州県祭祀、	『全唐文』655、『元稹集校注』59
4F.	for VII.)	VII.) 341		報賽(祈雨)	
元稹	祭淮瀆文	淮瀆神		軍功祈願、	『全唐文』655、『元稹集校注』60
				韻文	

元稹	秋分日祭百神文	百神		国家祭祀	『全唐文』655、『元稹集校注』41
白居易	禱仇王神文	仇王神	杭州	州県祭祀、	『全唐文』680、『文苑英華』996、
D/0 33	THE DULL IT IN	/ u	1,2,11	攘災(獣害)	『白居易文集校注』3
白居易	祈臯亭神文	皐亭山神	杭州	州県祭祀、	『全唐文』680、『文苑英華』996、
				祈雨	『白居易文集校注』3
白居易	祭龍文	龍	杭州	州県祭祀、	『全唐文』680、『文苑英華』995、
				祈雨	『白居易文集校注』3
白居易	祭浙江文	浙江神	杭州	州県祭祀、	『全唐文』680、『文苑英華』995、
				攘災(水害)	『白居易文集校注』3
白居易	祭城北門文	城門神	濠州	州県祭祀、	『全唐文』681、『文苑英華』995、
				祈晴	『白居易文集校注』3
白居易	祭匡山文	匡山神(廬山神)	江州		『全唐文』681、『文苑英華』995、
					『白居易文集校注』3
白居易	祭廬山文	廬山諸神	江州		『全唐文』681、『文苑英華』995、
					『白居易文集校注』3
李德裕	武宗改名告天地文	天地		国家祭祀	『全唐文』711、『李德裕文集校
					箋』20
李德裕	祈祭西嶽文	華山神		国家祭祀、	『全唐文』711、『李德裕文集校
				病気平癒	箋』20
李德裕	祭唐叔文	唐叔虞	河東	州県祭祀、	『全唐文』711、『李德裕文集校
				祈晴	箋』別集7
崔龜從	敬亭廟祭文	敬亭山神(梓華	宣州	報賽(病気	『全唐文』729
		府君)		平癒)、韻	
				文	
沈亜之	爲人撰乞巧文	織女		乞巧、韻文	『全唐文』736、『文苑英華』358、
					『沈下賢集校注』2
沈亜之	祠漢武帝祈雨文	漢武帝	櫟陽県	州県祭祀、	『全唐文』738、『文苑英華』996、
				祈雨、韻文	『沈下賢集校注』12
沈亜之	祝樠木神文	構木神	郢州	病気平癒、	『全唐文』738、『沈下賢集校注』2
				韻文	
周墀	早辭			祈雨、韻文	『全唐文』739、『文苑英華』379
劉軻	農夫禱	伍君(伍子胥)			『全唐文』742、『文苑英華』374
杜牧	黄州准赦祭百神文	百神	黄州	国家祭祀	『全唐文』756、『文苑英華』995、
					『樊川文集校注』14
杜牧	祭城隍神祈雨文	城隍神	黄州	州県祭祀、	『全唐文』756、『文苑英華』996、
				祈雨	『樊川文集校注』14
杜牧	第二文	城隍神	黄州	州県祭祀、	『全唐文』756、『文苑英華』996、
				祈雨	『樊川文集校注』14

杜牧	祭木瓜山神文	木瓜山神	池州	州県祭祀、	『全唐文』756、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『樊川文集校注』14
李商隱	爲舍人絳郡公鄭州禱雨	水府真官	鄭州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』996、
	文			祈雨	『李商隱文編年校注』3
李商隱	爲李懷州祭太行山神文	太行山神	懷州	軍功祈願	『全唐文』781、『李商隱文編年校
					注』2
李商隱	爲安平公兗州祭城隍神	城隍神	兗州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』995、
	文			着任儀礼	『李商隱文編年校注』1
李商隱	爲懷州李使君祭城隍神	城隍神	懷州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』995、
	文			着任儀礼	『李商隱文編年校注』2
李商隱	爲中丞滎陽公祭全義縣	伏波神(馬援)	桂州全義	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』998、
	伏波神文		縣	報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	爲中丞滎陽公桂州賽城	城隍神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
	隍神文			報賽(祈晴)	『李商隱文編年校注』3
李商隱	爲中丞滎陽公賽理定縣	城隍神	桂州理定	州県祭祀、	『全唐文』781、『李商隱文編年校
	城隍神文		縣	報賽(祈雨)	注』4
李商隱	爲中丞滎陽公祭桂州城	城隍神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』995、
	隍神祝文			常祀	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽靈川縣城隍神文	城隍神	桂州靈川	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
			縣	報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽荔浦縣城隍神文	城隍神	桂州荔浦	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
			縣	報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽永福縣城隍神文	城隍神	桂州永福	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
			縣	報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽城隍神文	城隍神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽堯山廟文	堯山神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽舜廟文	舜	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽越王神文	越王(趙佗)	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽北源神文	北源神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽曾山蘇山神文	曾山神・蘇山神	賀州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽白石神文	白石神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4

李商隱	賽龍蟠山神文	龍蟠山神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽陽朔縣名山文	名山(陽朔山神)	桂州陽朔	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
			縣	報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽海陽神文	海陽山神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽古欖神文	古欖神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
李商隱	賽侯山神文	侯山神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『李商隱文編年校
				報賽(祈雨)	注』4
李商隱	賽建山神文	建山神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『李商隱文編年校
				報賽(祈雨)	注』4
李商隱	賽莫神文	莫神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『李商隱文編年校
				報賽(祈雨)	注』4
李商隱	賽石明府神文	石明府	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『李商隱文編年校
				報賽(祈雨)	注』4
李商隱	賽蘭麻神文	蘭麻山神	桂州	州県祭祀、	『全唐文』781、『文苑英華』997、
				報賽(祈雨)	『李商隱文編年校注』4
段成式	送窮文	窮鬼(貧乏神)		韻文	『全唐文』787、『唐文粹』33
鄭薰	祭梓華府君神文	梓華府君(敬亭	宣州	報賽	『全唐文』790
		山神)			
孫樵	逐痁鬼文	店鬼			『全唐文』795
孫樵	乞巧對			韻文	『全唐文』795
孫樵	祭梓潼帝君文	梓潼帝君		報賽	『全唐文』795
皮日休	祝瘧癘文	瘧癘		韻文	『全唐文』798、『文苑英華』355
陸龜蒙	祝牛宮辭	土官(地神)		韻文	『全唐詩』621、『文苑英華』372、
					『唐甫里先生文集』16
陸龜蒙	告白蛇文	白蛇			『全唐文』801、『文苑英華』372、
					『唐甫里先生文集』17
段公路	禱孟公祝詞	船神		韻文	『唐文拾遺』32
司空圖	移雨神	雨神			『全唐文』808、『唐文粹』49
崔致遠	祭五方文	五方神		国家祭祀	『唐文拾遺』41、『桂苑筆耕集校
					注』16
崔致遠	築羊馬城祭土地文	土地神			『唐文拾遺』41、『桂苑筆耕集校
					注』16
崔致遠	祭巉山神文	·····································		韻文	『唐文拾遺』43、『桂苑筆耕集校
		120			注』20
	ı	1	1	l .	